

収 支 報 告 書

2025年4月28日

堺市議会議長 田淵 和夫 様

会派の名称 日本共産党堺市議会議員団
 代表者氏名 森田 晃一
 経理責任者氏名 森田 晃一

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、2024年度
 政務活動費について次のとおり報告します。

収 入 (単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	16,838,709	@300,000円×4人×12ヶ月＝14,400,000円
2 その他		@300,000円×1人×8ヶ月＝2,400,000円 @300,000円×1人×4/31日＝38,709円
収 入 合 計	16,838,709	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	125,211	125,211	
研 修 費	88,400	88,400	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	0	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	2,968	2,968	
資 料 購 入 費	636,955	636,955	
広 報 ・ 広 聴 費	4,596,542	4,596,542	
人 件 費	5,950,903	5,950,903	
事 務 ・ 事 務 所 費	4,180,245	4,180,245	
支 出 合 計	15,581,224	15,581,224	

2024年度

事業実施報告書

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
(調査研究費) ●視察	2024年06月01日 2024年06月05日 2024年07月09日	関空での堺市の観光施策現状調査 乾 原池公園 スケートボードパーク 乾 コスモス 総合支援センター そら
	2024年11月18日 2024年11月19日	香川県立三豊市高瀬中学校夜間学級（森田・藤本幸子・乾・藤本憲） 愛媛県立新居浜特別支援学校みしま分校（森田・乾・藤本憲）
	2024年12月08日 2025年01月28日	金岡陸上競技場・金岡公園テニスコート 状況調査（乾） 看護ステーション（森田）
(研修費) ●2024年 大阪商工交流会	2024年11月04日	2024年 大阪商工交流会・参加費 講演：高橋真樹（断熱ジャーナリスト）乾参加
●第21回共に生きる 障がい者展	2024年11月16日	「ともいき」心のバリアフリーフォーラム 「身近な事例から障がい者の差別解消について考える」乾参加
●大阪自治体問題研究所 議員研修	2024年10月07日	大阪自治体問題研究所「議員のための自治体財政基礎講座」乾受講
●自治体問題研究所会費	2024年12月24日	自治体問題研究所 会費5名分（2024年1月～12月）森田・藤本幸子・林原・乾・藤本憲
(資料購入費)		新聞・図書等の購入費用
(広報・広聴費) ●市政報告会		市政報告会 会場費
●市政報告発行 (印刷及び発送費等)		市政報告 No18～No20他
●議員団ホームページ	2025年01月28日 2025年02月28日	ホームページ修正 議員団ホームページ サーバーホスティング
●予算要望書	2024年11月28日	堺市への予算要望書 作成費用
(人件費)	2024年4月 ～2025年3月	議員団事務局員の給与・福利厚生費
(事務・事務所費)		議員団控え室 電話インターネット利用料・事務消耗品の購入・コピー機リース費用 各議員事務所 賃貸料・電気・ガス・水道料金・電話代・コピー機リース料等

会 計 帳 簿

2024年4月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
24年04月01日	20240401-24		18,686	△ 18,686	議員控室 コピー機カウンター料/パソコン・セキュリティ利用料 口座振替	事務・事務所費	
24年04月02日	20240402-51		3,698	△ 22,384	乾事務所 電話料金等 2月利用分	事務・事務所費	乾
24年04月03日	20240403-37		3,960	△ 26,344	藤本幸子事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	藤本(幸)
24年04月03日	20240403-43		6,325	△ 32,669	林原事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	林原
24年04月03日	20240403-44		7,150	△ 39,819	林原事務所 印刷機リース代	事務・事務所費	林原
24年04月03日	20240403-52		4,920	△ 44,739	乾 新婦人しんぶん(2024年4月～2025年3月)購読料	資料購入費	乾
24年04月08日	20240408-38		1,373	△ 46,112	藤本幸子事務所 ガス料金	事務・事務所費	藤本(幸)
24年04月08日	20240408-53		4,996	△ 51,108	乾事務所 ガス料金・電気料金	事務・事務所費	乾
24年04月09日	20240409-1		700	△ 51,808	新聞整理用袋 100枚	事務・事務所費	
24年04月09日	20240409-2		2,985	△ 54,793	ファイルスタンド	事務・事務所費	
24年04月10日	20240410-3		1,870	△ 56,663	ファイルスタンドボックス	事務・事務所費	
24年04月10日	20240410-54		1,680	△ 58,343	結束テープ・スチールタック収納箱	事務・事務所費	乾
24年04月10日		4,500,000		4,441,657	政務活動費4月～6月分		
24年04月11日	20240411-4		1,987	4,439,670	ファイルスタンド	事務・事務所費	
24年04月11日	20240411-5		2,070	4,437,600	クラフトテープ・ページ 3個	事務・事務所費	
24年04月14日	20240414-58		3,000	4,434,600	藤本 憲 4/14浅香山校区地域会館 市政報告会会場費	広報・広聴費	藤本(憲)
24年04月16日	20240416-45		30,000	4,404,600	林原事務所 家賃5月分	事務・事務所費	林原
24年04月16日	20240416-46		2,044	4,402,556	林原事務所 電気料金	事務・事務所費	林原
24年04月17日	20240417-7		300	4,402,256	「月刊 生活と健康」14月号	資料購入費	
24年04月17日	20240417-39		4,845	4,397,411	藤本幸子事務所 電気料金	事務・事務所費	藤本(幸)
24年04月17日	20240417-40		4,217	4,393,194	藤本幸子事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(幸)
24年04月18日	20240418-59		1,467	4,391,727	藤本 憲 事務所 電気代3月分	事務・事務所費	藤本(憲)
24年04月18日	20240418-60		33,000	4,358,727	藤本 憲 事務所家賃	事務・事務所費	藤本(憲)
24年04月19日	20240419-8		342,100	4,016,627	議員団事務局 4月給与	人件費	
24年04月19日	20240419-10		680	4,015,947	「民青新聞」	資料購入費	
24年04月19日	20240419-30		680	4,015,267	森田 民青新聞	資料購入費	森田
24年04月19日	20240419-47		680	4,014,587	林原 民青新聞	資料購入費	林原
24年04月19日	20240419-55		680	4,013,907	乾 民青新聞	資料購入費	乾
24年04月19日	20240419-61		680	4,013,227	藤本 憲 民青新聞	資料購入費	藤本(憲)
24年04月20日	20240420-48		2,420	4,010,807	林原「書籍」	資料作成費	林原
24年04月21日	20240421-62		5,000	4,005,807	藤本 憲 4/21市校区 市政報告会会場費(戎島一二三会館)	広報・広聴費	藤本(憲)
24年04月22日	20240422-25		1,650	4,004,157	議員控室 パソコン インターネットプロバイダー 口座振替	事務・事務所費	
24年04月22日	20240422-26		13,970	3,990,187	議員団控室 複合機 リース料(6回目)	事務・事務所費	
24年04月22日	20240422-31		550	3,989,637	森田「学習の友」5月号	資料購入費	森田
24年04月22日	20240422-56		550	3,989,087	乾「学習の友」(5月号)	資料購入費	乾
24年04月23日	20240423-32		8,773	3,980,314	森田 電話料金等 4月分	事務・事務所費	森田
24年04月23日	20240423-33		6,000	3,974,314	森田 商工新聞2023年6月～2024年5月	資料購入費	森田
24年04月23日	20240423-34		4,000	3,970,314	森田 商工新聞2024年6月～2025年1月	資料購入費	森田
24年04月23日	20240423-49		2,746	3,967,568	林原事務所 電話料金等 3月利用分	事務・事務所費	林原
24年04月24日	20240424-13		4,900	3,962,668	毎日新聞	資料購入費	

会 計 帳 簿

2024年4月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
24年04月24日	20240424-41		6,006	3,956,662	藤本幸子事務所 ネット回線使用料	事務・事務所費	藤本(幸)
24年04月25日	20240425-16		52,632	3,904,030	議員団事務局 社会保険料(事業主負担分)	人件費	
24年04月25日	20240425-19		4,200	3,899,830	「全国農業新聞」(2023・10～2024・03)	資料購入費	
24年04月25日	20240425-20		4,400	3,895,430	読売新聞	資料購入費	
24年04月25日	20240425-21		4,136	3,891,294	ペン立てメモ・ポリ袋(シュレッダー屑入れ用)・紙ひも・ペーパータオル・カラーエフ	事務・事務所費	
24年04月25日	20240425-35		3,000	3,888,294	森田 市政報告会会場費(浜寺諏訪ノ森会館)	広報・広聴費	森田
24年04月25日	20240425-57		65,000	3,823,294	乾事務所 家賃	事務・事務所費	乾
24年04月26日	20240426-22		10,400	3,812,894	朝日・日経新聞	資料購入費	
24年04月26日	20240426-27		2,100	3,810,794	議員団事務局雇用職員・福利厚生 SCKサービスセンター会費4月～6月分 口座振替	人件費	
24年04月26日	20240426-42		50,000	3,760,794	藤本幸子事務所 家賃	事務・事務所費	藤本(幸)
24年04月28日	20240428-63		5,000	3,755,794	藤本 憲 4/28安井地域会館 市政報告会会場費	広報・広聴費	藤本(憲)
24年04月29日	20240429-64		3,268	3,752,526	藤本 憲 事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(憲)
24年04月30日	20240430-28		9,266	3,743,260	議員控室 電話料金(回線使用料) 口座振替	事務・事務所費	
24年04月30日	20240430-29		23,266	3,719,994	議員控室 コピー機カウンター料/パソコン・セキュリティ利用料 口座振替	事務・事務所費	
24年04月30日	20240430-36		32,000	3,687,994	森田事務所 家賃	事務・事務所費	森田
24年04月30日	20240430-50		439	3,687,555	林原事務所 BiZiMo光インターネット使用料	事務・事務所費	林原
		4,500,000			当 月 収 入 合 計	当月までの収入 累 計	4,500,000
			812,445		当 月 支 出 合 計	当月までの支出 累 計	812,445
			3,687,555		期 末 残 高		
		4,500,000	4,500,000				

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研究費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

2024年5月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				3,687,555	前 月 繰 越 金		
24年05月01日	20240501-1		48,360	3,639,195	個人情報保護ビラ及びコンビニ決済手数料	広報・広聴費	
24年05月01日	20240501-45		3,761	3,635,434	乾事務所 電話料金等 3月利用分	事務・事務所費	乾
24年05月01日	20240501-46		1,877	3,633,557	乾事務所 水道料金	事務・事務所費	乾
24年05月05日	20240505-35		1,494	3,632,063	林原事務所 水道料金	事務・事務所費	林原
24年05月07日	20240507-28		1,334	3,630,729	藤本幸子事務所 ガス料金	事務・事務所費	藤本(幸)
24年05月07日	20240507-29		3,960	3,626,769	藤本幸子事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	藤本(幸)
24年05月07日	20240507-36		6,325	3,620,444	林原事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	林原
24年05月07日	20240507-37		7,150	3,613,294	林原事務所 印刷機リース代	事務・事務所費	林原
24年05月11日	20240511-47		3,818	3,609,476	乾事務所 ガス料金・電気料金	事務・事務所費	乾
24年05月13日	20240513-21		1,233	3,608,243	森田事務所 水道料金	事務・事務所費	森田
24年05月13日	20240513-22		1,058	3,607,185	森田事務所 電気料金	事務・事務所費	森田
24年05月13日	20240513-38		679	3,606,506	林原事務所 Microsoft365 Apps for business 利用料(3月分)	事務・事務所費	林原
24年05月13日	20240513-39		1,181	3,605,325	林原事務所 コピー機カウンター料	事務・事務所費	林原
24年05月14日	20240514-23		5,758	3,599,567	森田 市政報告発送料及び振込手数料	広報・広聴費	森田
24年05月14日	20240514-24		1,746	3,597,821	森田事務所 電気料金	事務・事務所費	森田
24年05月14日	20240514-53		891	3,596,930	藤本 憲 事務所 電気代4月分	事務・事務所費	藤本(憲)
24年05月14日	20240514-54		33,000	3,563,930	藤本 憲 事務所家賃	事務・事務所費	藤本(憲)
24年05月15日	20240515-4		300	3,563,630	「月刊 生活と健康」5月号	資料購入費	
24年05月17日	20240517-48		13,475	3,550,155	乾「いぬい友美 市政たより」No403 2024年初夏号	広報・広聴費	乾
24年05月20日	20240520-6		342,100	3,208,055	議員団事務局 5月給与	人件費	
24年05月20日	20240520-8		680	3,207,375	「民青新聞」	資料購入費	
24年05月20日	20240520-18		1,650	3,205,725	議員控室 パソコン インターネットプロバイダー 口座振替	事務・事務所費	
24年05月20日	20240520-25		680	3,205,045	森田 民青新聞	資料購入費	森田
24年05月20日	20240520-40		680	3,204,365	林原 民青新聞	資料購入費	林原
24年05月20日	20240520-49		680	3,203,685	乾 民青新聞	資料購入費	乾
24年05月20日	20240520-55		680	3,203,005	藤本 憲 民青新聞	資料購入費	藤本(憲)
24年05月21日	20240521-26		550	3,202,455	森田「学習の友」6月号	資料購入費	森田
24年05月21日	20240521-30		3,891	3,198,564	藤本幸子事務所 電気料金	事務・事務所費	藤本(幸)
24年05月21日	20240521-31		4,217	3,194,347	藤本幸子事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(幸)
24年05月21日	20240521-32		6,006	3,188,341	藤本幸子事務所 ネット回線使用料	事務・事務所費	藤本(幸)
24年05月21日	20240521-41		2,109	3,186,232	林原事務所 電気料金	事務・事務所費	林原
24年05月21日	20240521-42		2,761	3,183,471	林原事務所 電話料金等 4月利用分	事務・事務所費	林原
24年05月21日	20240521-50		550	3,182,921	乾「学習の友」(6月号)	資料購入費	乾
24年05月22日	20240522-19		13,970	3,168,951	議員団控室 複合機 リース料(7回目)	事務・事務所費	
24年05月22日	20240522-43		30,000	3,138,951	林原事務所 家賃6月分	事務・事務所費	林原
24年05月22日	20240522-51		3,410	3,135,541	乾 書籍代	資料購入費	乾

会 計 帳 簿

2024年5月

金派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
24年05月24日	20240524-10		4,900	3,130,641	毎日新聞	資料購入費	
24年05月24日	20240524-11		4,400	3,126,241	読売新聞	資料購入費	
24年05月25日	20240525-52		65,000	3,061,241	乾事務所 家賃	事務・事務所費	乾
24年05月27日	20240527-12		10,400	3,050,841	朝日・日経新聞	資料購入費	
24年05月27日	20240527-33		50,000	3,000,841	藤本幸子事務所 家賃	事務・事務所費	藤本(幸)
24年05月27日	20240527-44		439	3,000,402	林原事務所 BizMo光インターネット使用料	事務・事務所費	林原
24年05月27日	20240527-56		3,308	2,997,094	藤本 憲 事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(憲)
24年05月28日	20240528-14		52,632	2,944,462	議員団事務局 社会保険料(事業主負担分)	人件費	
24年05月29日	20240529-16		4,095	2,940,367	ポリ袋・LANケーブル・マグネットラベル	事務・事務所費	
24年05月29日	20240529-34		1,781	2,938,586	藤本幸子事務所 水道料金	事務・事務所費	藤本(幸)
24年05月31日	20240531-20		14,297	2,924,289	議員控室 コピー機カウンター料/パソコン・セキュリティ利用料 口座振替	事務・事務所費	
24年05月31日	20240531-27		32,000	2,892,289	森田事務所 家賃	事務・事務所費	森田
		3,687,555			前 月 繰 越 金		
		0			当 月 収 入 合 計	当月までの収入 累 計	4,500,000
			795,266		当 月 支 出 合 計	当月までの支出 累 計	1,607,711
			2,892,289		次 月 繰 越 金		
		3,687,555	3,687,555				

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研究費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

2024年6月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				2,892,289	前月繰越金		
24年06月01日	20240601-50		1,020	2,891,269	堺東駅から関西空港駅 交通費	調査研究費	乾
24年06月01日	20240601-51		370	2,890,899	関西空港からりんくうタウン駅 交通費	調査研究費	乾
24年06月01日	20240601-52		670	2,890,229	りんくうタウン駅から堺駅 交通費	調査研究費	乾
24年06月02日	20240602-53		3,752	2,886,477	乾事務所 電話料金等 4月利用分	事務・事務所費	乾
24年06月03日	20240603-31		3,960	2,882,517	藤本幸子事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	藤本(幸)
24年06月03日	20240603-38		6,325	2,876,192	林原事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	林原
24年06月03日	20240603-39		7,150	2,869,042	林原事務所 印刷機リース代	事務・事務所費	林原
24年06月04日	20240604-24		8,791	2,860,251	森田 電話料金等 5月分	事務・事務所費	森田
24年06月05日	20240605-54		480	2,859,771	乾 事務用品	事務・事務所費	乾
24年06月05日	20240605-55		200	2,859,571	乾 駐車場代	調査研究費	乾
24年06月07日	20240607-32		1,261	2,858,310	藤本幸子事務所 ガス料金	事務・事務所費	藤本(幸)
24年06月10日	20240610-40		11,980	2,846,330	林原 SSDメモリー	事務・事務所費	林原
24年06月10日	20240610-41		2,980	2,843,350	林原 USBメモリー	事務・事務所費	林原
24年06月11日	20240611-64		5,173	2,838,177	藤本 憲 書籍代	資料購入費	藤本(憲)
24年06月12日	20240612-56		4,828	2,833,349	乾事務所 ガス料金・電気料金	事務・事務所費	乾
24年06月13日	20240613-33		27,500	2,805,849	藤本幸子 日本教育新聞購読料(2024年6月～2025年3月)	資料購入費	藤本(幸)
24年06月13日	20240613-42		815	2,805,034	林原事務所 Microsoft365 Apps for business 利用料(4月分)	事務・事務所費	林原
24年06月13日	20240613-43		550	2,804,484	林原事務所 コピー機カウター料	事務・事務所費	林原
24年06月13日	20240613-65		724	2,803,760	藤本 憲 事務所 電気代5月分	事務・事務所費	藤本(憲)
24年06月13日	20240613-66		33,000	2,770,760	藤本 憲 事務所家賃	事務・事務所費	藤本(憲)
24年06月14日	20240614-25		16,500	2,754,260	森田 日本教育新聞(2024年6月～2024年11月)	資料購入費	森田
24年06月14日	20240614-26		1,506	2,752,754	森田事務所 電気料金	事務・事務所費	森田
24年06月18日	20240618-44		1,897	2,750,857	林原事務所 電気料金	事務・事務所費	林原
24年06月19日	20240619-34		3,788	2,747,069	藤本幸子事務所 電気料金	事務・事務所費	藤本(幸)
24年06月19日	20240619-35		4,219	2,742,850	藤本幸子事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(幸)
24年06月20日	20240620-3		342,100	2,400,750	議員団事務局 6月給与	人件費	
24年06月20日	20240620-5		680	2,400,070	「民青新聞」	資料購入費	
24年06月20日	20240620-22		1,650	2,398,420	議員控室 パソコン インターネットプロバイダー 口座振替	事務・事務所費	
24年06月20日	20240620-27		680	2,397,740	森田 民青新聞	資料購入費	森田
24年06月20日	20240620-45		680	2,397,060	林原 民青新聞	資料購入費	林原
24年06月20日	20240620-57		680	2,396,380	乾 民青新聞	資料購入費	乾
24年06月20日	20240620-67		680	2,395,700	藤本 憲 民青新聞	資料購入費	藤本(憲)
24年06月21日	20240621-28		550	2,395,150	森田 「学習の友」7月号	資料購入費	森田
24年06月21日	20240621-58		13,475	2,381,675	乾 「いぬい友美 市政たより」No404 2024年初夏号	広報・広聴費	乾
24年06月21日	20240621-59		550	2,381,125	乾 「学習の友」(7月号)	資料購入費	乾
24年06月24日	20240624-8		4,900	2,376,225	毎日新聞	資料購入費	
24年06月24日	20240624-23		13,970	2,362,255	議員団控室 複合機 リース料(8回目)	事務・事務所費	
24年06月24日	20240624-46		2,791	2,359,464	林原事務所 電話料金等 5月利用分	事務・事務所費	林原
24年06月24日	20240624-47		30,000	2,329,464	林原事務所 家賃7月分	事務・事務所費	林原
24年06月25日	20240625-9		4,400	2,325,064	読売新聞	資料購入費	

会 計 帳 簿

2024年6月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
24年06月25日	20240625-36		50,000	2,275,064	藤本幸子事務所 家賃	事務・事務所費	藤本(幸)
24年06月25日	20240625-60		65,000	2,210,064	乾事務所 家賃	事務・事務所費	乾
24年06月25日	20240625-61		14,900	2,195,164	乾 マイクロソフト365/パーソナル	事務・事務所費	乾
24年06月26日	20240626-10		300	2,194,864	「月刊 生活と健康」6月号	資料購入費	
24年06月26日	20240626-11		10,400	2,184,464	朝日・日経新聞	資料購入費	
24年06月26日	20240626-37		6,006	2,178,458	藤本幸子事務所 ネット回線使用料	事務・事務所費	藤本(幸)
24年06月26日	20240626-62		3,716	2,174,742	乾事務所 電話料金等 5月利用分	事務・事務所費	乾
24年06月26日	20240626-68		3,247	2,171,495	藤本 憲 事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(憲)
24年06月27日	20240627-13		52,632	2,118,863	議員団事務局 社会保険料(事業主負担分)	人件費	
24年06月27日	20240627-14		9,213	2,109,650	コピー用紙(A4)・ファイル・USBメモリー	事務・事務所費	
24年06月27日	20240627-15		8,400	2,101,250	「農民」購読料(2024・04～2025・03)	資料購入費	
24年06月27日	20240627-48		439	2,100,811	林原事務所 BiZiMo光インターネット使用料	事務・事務所費	林原
24年06月27日	20240627-63		250	2,100,561	資料送付料	事務・事務所費	
24年06月28日	20240628-16		457,785	1,642,776	議員団事務局 夏期一時金	人件費	
24年06月28日	20240628-29		8,543	1,634,233	森田 電話料金等 6月分	事務・事務所費	森田
24年06月28日	20240628-30		32,000	1,602,233	森田事務所 家賃	事務・事務所費	森田
24年06月28日	20240628-49		1,494	1,600,739	林原事務所 水道料金	事務・事務所費	林原
		2,892,289			前 月 繰 越 金		
		0			当 月 収 入 合 計	当月までの収入 累 計	4,500,000
			1,291,550		当 月 支 出 合 計	当月までの支出 累 計	2,899,261
			1,600,739		次 月 繰 越 金		
		2,892,289	2,892,289				

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研究費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

2024年7月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				1,600,739	前 月 繰 越 金		
24年07月01日	20240701-26		9,268	1,591,471	議員控室 電話料金(回線使用料) 口座振替	事務・事務所費	
24年07月01日	20240701-27		22,590	1,568,881	議員控室 コピー機カウンター料/パソコン・セキュリティ利用料及び事務用品購入 口座	事務・事務所費	
24年07月01日	20240701-32		2,860	1,566,021	森田 書籍 発達障害大全	資料購入費	森田
24年07月03日	20240703-41		3,960	1,562,061	藤本幸子事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	藤本(幸)
24年07月03日	20240703-46		7,150	1,554,911	林原事務所 印刷機リース代	事務・事務所費	林原
24年07月03日	20240703-47		6,325	1,548,586	林原事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	林原
24年07月03日	20240703-75		1,781	1,546,805	乾事務所 水道料金	事務・事務所費	乾
24年07月04日	20240704-8		64,868	1,481,937	労働保険料(事業主負担分)	人件費	
24年07月05日	20240705-59		13,475	1,468,462	乾 「いぬい友美 市政たより」No405 2024年初夏号	広報・広聴費	乾
24年07月06日	20240706-9		2,460	1,466,002	新婦人しんぶん 2024年1月～6月 購読料	資料購入費	
24年07月09日	20240709-48		380	1,465,622	林原 コスモス 総合支援センター そら 視察交通費	調査研究費	林原
24年07月09日	20240709-49		380	1,465,242	林原 コスモス 総合支援センター そら 視察交通費	調査研究費	林原
24年07月09日	20240709-60		4,617	1,460,625	乾事務所 ガス料金・電気料金	事務・事務所費	乾
24年07月10日	20240710-10		300	1,460,325	「月刊 生活と健康」7月号	資料購入費	
24年07月10日		4,500,000		5,960,325	政務活動費7月～9月分		
24年07月12日	20240712-33		3,000	5,957,325	森田 市政報告会会場代	広報・広聴費	森田
24年07月12日	20240712-50		2,460	5,954,865	林原 新婦人しんぶん購読料 2024年1月～6月	資料購入費	林原
24年07月16日	20240716-51		550	5,954,315	林原事務所 コピー機カウンター料	事務・事務所費	林原
24年07月16日	20240716-52		815	5,953,500	林原事務所 Microsoft365 Apps for business 利用料(5月分)	事務・事務所費	林原
24年07月16日	20240716-73		27,646	5,925,854	乾 SSD 外付け(2TB)	事務・事務所費	乾
24年07月17日	20240717-42		5,258	5,920,596	藤本幸子事務所 電気料金	事務・事務所費	藤本(幸)
24年07月17日	20240717-43		4,219	5,916,377	藤本幸子事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(幸)
24年07月17日	20240717-61		1,628	5,914,749	乾 書籍代	資料購入費	乾
24年07月18日	20240718-67		992	5,913,757	藤本 憲 事務所 電気代6月分	事務・事務所費	藤本(憲)
24年07月18日	20240718-68		33,000	5,880,757	藤本 憲 事務所家賃	事務・事務所費	藤本(憲)
24年07月19日	20240719-13		342,100	5,538,657	議員団事務局 7月給与	人件費	
24年07月19日	20240719-15		680	5,537,977	「民青新聞」	資料購入費	
24年07月19日	20240719-34		1,896	5,536,081	森田事務所 電気料金	事務・事務所費	森田
24年07月19日	20240719-35		680	5,535,401	森田 民青新聞	資料購入費	森田
24年07月19日	20240719-36		1,272	5,534,129	森田事務所 水道料金	事務・事務所費	森田
24年07月19日	20240719-53		680	5,533,449	林原 民青新聞	資料購入費	林原
24年07月19日	20240719-62		680	5,532,769	乾 民青新聞	資料購入費	乾
24年07月19日	20240719-69		680	5,532,089	藤本 憲 民青新聞	資料購入費	藤本(憲)
24年07月20日	20240720-37		1,100	5,530,989	森田 「学習の友」8月号・別冊	資料購入費	森田
24年07月20日	20240720-54		2,200	5,528,789	林原 タブレット等のワイヤレスイヤホン	事務・事務所費	林原
24年07月20日	20240720-63		1,100	5,527,689	乾 「学習の友」(8月号・「別冊」)	資料購入費	乾
24年07月22日	20240722-28		1,650	5,526,039	議員控室 パソコン インターネットプロバイダー 口座振替	事務・事務所費	

会 計 帳 簿

2024年7月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内 容	項 目	その他
24年07月22日	20240722-29		13,970	5,512,069	議員団控室 複合機 リース料	事務・事務所費	
24年07月22日	20240722-55		2,200	5,509,869	林原 書籍購入代	資料購入費	林原
24年07月23日	20240723-56		30,000	5,479,869	林原事務所 家賃8月分	事務・事務所費	林原
24年07月24日	20240724-17		4,900	5,474,969	毎日新聞	資料購入費	
24年07月24日	20240724-44		6,006	5,468,963	藤本幸子事務所 ネット回線使用料	事務・事務所費	藤本(幸)
24年07月24日	20240724-64		3,520	5,465,443	乾 書籍代(2冊)	資料購入費	乾
24年07月25日	20240725-18		10,400	5,455,043	朝日・日経新聞	資料購入費	
24年07月25日	20240725-19		4,400	5,450,643	読売新聞	資料購入費	
24年07月25日	20240725-38		8,828	5,441,815	森田 電話料金等 7月分	事務・事務所費	森田
24年07月25日	20240725-65		65,000	5,376,815	乾事務所 家賃	事務・事務所費	乾
24年07月26日	20240726-23		123,374	5,253,441	議員団事務局 社会保険料(事業主負担分)	人件費	
24年07月26日	20240726-30		2,100	5,251,341	議員団事務局雇用職員・福利厚生 SCKサービスセンター会費7月～9月分 口座振替	人件費	
24年07月26日	20240726-45		50,000	5,201,341	藤本幸子事務所 家賃	事務・事務所費	藤本(幸)
24年07月26日	20240726-57		2,805	5,198,536	林原事務所 電話料金等 6月利用分	事務・事務所費	林原
24年07月27日	20240727-39		2,280	5,196,256	森田 いつでも元気(1月～6月)	資料購入費	森田
24年07月29日	20240729-58		439	5,195,817	林原事務所 BiZiMo光インターネット使用料	事務・事務所費	林原
24年07月29日	20240729-70		3,339	5,192,478	藤本 憲 事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(憲)
24年07月30日	20240730-66		3,973	5,188,505	乾事務所 電話料金等 6月利用分	事務・事務所費	乾
24年07月31日	20240731-31		21,701	5,166,804	議員控室 コピー機カウンター料/パソコン・セキュリティ利用料 口座振替	事務・事務所費	
24年07月31日	20240731-40		32,000	5,134,804	森田事務所 家賃	事務・事務所費	森田
24年07月31日	20240731-72		5,280	5,129,524	藤本 憲 書籍代	資料購入費	藤本(憲)
24年07月31日	20240731-74		1,733	5,127,791	藤本幸子事務所 水道料金	事務・事務所費	藤本(幸)
		1,600,739			前 月 繰 越 金		
		4,500,000			当 月 収 入 合 計	当月までの収入 累 計	9,000,000
			972,948		当 月 支 出 合 計	当月までの支出 累 計	3,872,209
			5,127,791		次 月 繰 越 金		
		6,100,739	6,100,739				

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研究費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

2024年8月

金派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				5,127,791	前月繰越金		
24年08月02日	20240802-30		2,167	5,125,624	林原事務所 電気料金 7月請求分	事務・事務所費	林原
24年08月05日	20240805-24		3,960	5,121,664	藤本幸子事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	藤本(幸)
24年08月05日	20240805-31		6,325	5,115,339	林原事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	林原
24年08月05日	20240805-32		7,150	5,108,189	林原事務所 印刷機リース代	事務・事務所費	林原
24年08月06日	20240806-18		600	5,107,589	森田 西区役所 駐車場代	広報・広聴費	森田
24年08月07日	20240807-25		1,189	5,106,400	藤本幸子事務所 ガス料金	事務・事務所費	藤本(幸)
24年08月13日	20240813-33		550	5,105,850	林原事務所 コピー機カウンター料	事務・事務所費	林原
24年08月13日	20240813-34		815	5,105,035	林原事務所 Microsoft365 Apps for business 利用料(6月分)	事務・事務所費	林原
24年08月15日	20240815-42		5,470	5,099,565	乾事務所 ガス料金・電気料金	事務・事務所費	乾
24年08月19日	20240819-47		2,063	5,097,502	藤本 憲 市政事務所 利用 プリンターインク	事務・事務所費	藤本(憲)
24年08月20日	20240820-2		342,100	4,755,402	議員団事務局 8月給与	人件費	
24年08月20日	20240820-4		680	4,754,722	「民青新聞」	資料購入費	
24年08月20日	20240820-16		1,650	4,753,072	議員控室 パソコン インターネットプロバイダー 口座振替	事務・事務所費	
24年08月20日	20240820-19		680	4,752,392	森田 民青新聞	資料購入費	森田
24年08月20日	20240820-35		680	4,751,712	林原 民青新聞	資料購入費	林原
24年08月20日	20240820-36		30,000	4,721,712	林原事務所 家賃9月分	事務・事務所費	林原
24年08月20日	20240820-37		2,765	4,718,947	林原事務所 電話料金等 7月利用分	事務・事務所費	林原
24年08月20日	20240820-38		3,514	4,715,433	林原事務所 電気料金 8月請求分	事務・事務所費	林原
24年08月20日	20240820-43		680	4,714,753	乾 民青新聞	資料購入費	乾
24年08月20日	20240820-48		680	4,714,073	藤本 憲 民青新聞	資料購入費	藤本(憲)
24年08月21日	20240821-5		300	4,713,773	「月刊 生活と健康」8月号	資料購入費	
24年08月21日	20240821-20		2,661	4,711,112	森田事務所 電気料金	事務・事務所費	森田
24年08月21日	20240821-21		8,723	4,702,389	森田 電話料金等 8月分	事務・事務所費	森田
24年08月21日	20240821-49		2,145	4,700,244	藤本 憲 事務所 電気代7月分	事務・事務所費	藤本(憲)
24年08月21日	20240821-50		33,000	4,667,244	藤本 憲 事務所家賃	事務・事務所費	藤本(憲)
24年08月22日	20240822-17		13,970	4,653,274	議員団控室 複合機 リース料	事務・事務所費	
24年08月23日	20240823-7		4,900	4,648,374	毎日新聞	資料購入費	
24年08月25日	20240825-22		550	4,647,824	森田 「学習の友」9月号	資料購入費	森田
24年08月25日	20240825-44		550	4,647,274	乾 「学習の友」(9月号)	資料購入費	乾
24年08月25日	20240825-45		65,000	4,582,274	乾事務所 家賃	事務・事務所費	乾
24年08月26日	20240826-8		4,400	4,577,874	読売新聞	資料購入費	
24年08月26日	20240826-51		3,234	4,574,640	藤本 憲 事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(憲)
24年08月27日	20240827-9		10,400	4,564,240	朝日・日経新聞	資料購入費	
24年08月27日	20240827-39		439	4,563,801	林原事務所 BiZiMo光インターネット使用料	事務・事務所費	林原
24年08月27日	20240827-46		3,716	4,560,085	乾事務所 電話料金等 7月利用分	事務・事務所費	乾
24年08月28日	20240828-12		52,632	4,507,453	議員団事務局 社会保険料(事業主負担分)	人件費	
24年08月28日	20240828-13		858,165	3,649,288	市政報告 No18印刷及び振込手数料	広報・広聴費	
24年08月28日	20240828-26		10,938	3,638,350	藤本幸子事務所 電気料金	事務・事務所費	藤本(幸)
24年08月28日	20240828-27		4,219	3,634,131	藤本幸子事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(幸)
24年08月28日	20240828-28		6,006	3,628,125	藤本幸子事務所 ネット回線使用料	事務・事務所費	藤本(幸)

会 計 帳 簿

2024年8月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
24年08月28日	20240828-29		50,000	3,578,125	藤本幸子事務所 家賃	事務・事務所費	藤本(幸)
24年08月30日	20240830-15		131	3,577,994	労働保険料(事業主負担分)計算間違い訂正納付	人件費	
24年08月30日	20240830-23		32,000	3,545,994	森田事務所 家賃	事務・事務所費	森田
24年08月30日	20240830-40		1,494	3,544,500	林原事務所 水道料金	事務・事務所費	林原
24年08月30日	20240830-41		1,401	3,543,099	林原事務所 電気料金(8/6-8/22)	事務・事務所費	林原
		5,127,791			前 月 繰 越 金		
		0			当 月 収 入 合 計	当月までの収入 累 計	9,000,000
			1,584,692		当 月 支 出 合 計	当月までの支出 累 計	5,456,901
			3,543,099		次 月 繰 越 金		
		5,127,791	5,127,791				

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研究費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

2024年9月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				3,543,099	前 月 繰 越 金		
24年09月02日	20240902-20		9,268	3,533,831	議員控室 電話料金(回線使用料) 口座振替	事務・事務所費	
24年09月02日	20240902-21		14,903	3,518,928	議員控室 コピー機カウンター料/パソコン・セキュリティ利用料 口座振替	事務・事務所費	
24年09月03日	20240903-30		3,960	3,514,968	藤本幸子事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	藤本(幸)
24年09月03日	20240903-36		6,325	3,508,643	林原事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	林原
24年09月03日	20240903-37		7,150	3,501,493	林原事務所 印刷機リース代	事務・事務所費	林原
24年09月05日	20240905-46		2,200	3,499,293	乾 書籍代「ストーマケアはじめてBook」	資料購入費	乾
24年09月09日	20240909-31		1,117	3,498,176	藤本幸子事務所 ガス料金	事務・事務所費	藤本(幸)
24年09月09日	20240909-47		10,059	3,488,117	乾事務所 ガス料金・電気料金	事務・事務所費	乾
24年09月13日	20240913-38		550	3,487,567	林原事務所 コピー機カウンター料	事務・事務所費	林原
24年09月13日	20240913-39		815	3,486,752	林原事務所 Microsoft365 Apps for business 利用料(7月分)	事務・事務所費	林原
24年09月14日	20240914-25		5,868	3,480,884	森田 市政報告ビラ発送料	広報・広聴費	森田
24年09月17日	20240917-40		1,138	3,479,746	林原事務所 電気料金 9月請求分	事務・事務所費	林原
24年09月18日	20240918-32		9,844	3,469,902	藤本幸子事務所 電気料金	事務・事務所費	藤本(幸)
24年09月18日	20240918-33		4,219	3,465,683	藤本幸子事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(幸)
24年09月20日	20240920-3		680	3,465,003	「民青新聞」	資料購入費	
24年09月20日	20240920-4		342,100	3,122,903	議員団事務局 9月給与	人件費	
24年09月20日	20240920-22		1,650	3,121,253	議員控室 パソコン インターネットプロバイダー 口座振替	事務・事務所費	
24年09月20日	20240920-26		1,272	3,119,981	森田事務所 水道料金	事務・事務所費	森田
24年09月20日	20240920-27		680	3,119,301	森田 民青新聞	資料購入費	森田
24年09月20日	20240920-28		3,726	3,115,575	森田事務所 電気料金	事務・事務所費	森田
24年09月20日	20240920-41		680	3,114,895	林原 民青新聞	資料購入費	林原
24年09月20日	20240920-48		680	3,114,215	乾 民青新聞	資料購入費	乾
24年09月20日	20240920-53		680	3,113,535	藤本 憲 民青新聞	資料購入費	藤本(憲)
24年09月20日	20240920-54		2,090	3,111,445	藤本 憲 事務所 電気代8月分	事務・事務所費	藤本(憲)
24年09月20日	20240920-55		33,000	3,078,445	藤本 憲 事務所家賃	事務・事務所費	藤本(憲)
24年09月22日	20240922-29		550	3,077,895	森田「学習の友」10月号	資料購入費	森田
24年09月22日	20240922-42		2,747	3,075,148	林原事務所 電話料金等 8月利用分	事務・事務所費	林原
24年09月22日	20240922-49		550	3,074,598	乾「学習の友」(10月号)	資料購入費	乾
24年09月24日	20240924-8		4,900	3,069,698	毎日新聞	資料購入費	
24年09月24日	20240924-23		13,970	3,055,728	議員団控室 複合機 リース料	事務・事務所費	
24年09月24日	20240924-43		30,000	3,025,728	林原事務所 家賃10月分	事務・事務所費	林原
24年09月25日	20240925-9		300	3,025,428	「月刊 生活と健康」9月号	資料購入費	
24年09月25日	20240925-10		10,400	3,015,028	朝日・日経新聞	資料購入費	
24年09月25日	20240925-11		4,400	3,010,628	読売新聞	資料購入費	
24年09月25日	20240925-12		5,081	3,005,547	OAペーパー・マグネット・ハンドソープ詰め替え・ペーパータオル	事務・事務所費	
24年09月25日	20240925-34		6,006	2,999,541	藤本幸子事務所 ネット回線使用料	事務・事務所費	藤本(幸)
24年09月25日	20240925-50		65,000	2,934,541	乾事務所 家賃	事務・事務所費	乾

会 計 帳 簿

2024年9月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
24年09月25日	20240925-51		3,690	2,930,851	乾事務所 電話料金等 8月利用分	事務・事務所費	乾
24年09月26日	20240926-13		4,200	2,926,651	「全国農業新聞」(2024・04～2024・09)	資料購入費	
24年09月26日	20240926-14		52,632	2,874,019	議員団事務局 社会保険料(事業主負担分)	人件費	
24年09月26日	20240926-44		1,870	2,872,149	林原「今がわかる時代がわかる日本地図 2024年度版」	資料購入費	林原
24年09月26日	20240926-52		1,320	2,870,829	乾 書籍代「マイクラフト 日本の歴史大図鑑」	資料購入費	乾
24年09月27日	20240927-35		50,000	2,820,829	藤本幸子事務所 家賃	事務・事務所費	藤本(幸)
24年09月27日	20240927-45		439	2,820,390	林原事務所 BiZiMo光インターネット使用料	事務・事務所費	林原
24年09月27日	20240927-56		3,251	2,817,139	藤本 憲 事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(憲)
24年09月30日	20240930-24		16,661	2,800,478	議員控室 コピー機カウンター料/パソコン・セキュリティ利用料 口座振替	事務・事務所費	
24年09月30日	20240930-57		32,000	2,768,478	森田事務所 家賃	事務・事務所費	森田
		3,543,099			前 月 繰 越 金		
		0			当 月 収 入 合 計	当月までの収入 累 計	9,000,000
			774,621		当 月 支 出 合 計	当月までの支出 累 計	6,231,522
			2,768,478		次 月 繰 越 金		
		3,543,099	3,543,099				

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研究費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

2024年10月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				2,768,478	前 月 繰 越 金		
24年10月01日	20241001-24		8,863	2,759,615	森田 電話料金等 9月分	事務・事務所費	森田
24年10月02日	20241002-30		1,781	2,757,834	藤本幸子事務所 水道料金	事務・事務所費	藤本(幸)
24年10月03日	20241003-31		3,960	2,753,874	藤本幸子事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	藤本(幸)
24年10月03日	20241003-36		6,325	2,747,549	林原事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	林原
24年10月03日	20241003-37		7,150	2,740,399	林原事務所 印刷機リース代	事務・事務所費	林原
24年10月07日	20241007-32		1,151	2,739,248	藤本幸子事務所 ガス料金	事務・事務所費	藤本(幸)
24年10月07日	20241007-47		9,000	2,730,248	乾 大阪自治体問題研究所「議員のための自治体財政基礎講座」	研修費	乾
24年10月08日	20241008-54		8,140	2,722,108	藤本 憲 書籍代「地方」と性的マイノリティ/みんなの社会的処方/ケアとまちづくり、ときどきアート	資料購入費	藤本(憲)
24年10月10日	20241010-48		6,925	2,715,183	乾事務所 ガス料金・電気料金	事務・事務所費	乾
24年10月10日		4,500,000		7,215,183	政務活動費10月～12月分		
24年10月15日	20241015-39		795	7,214,388	林原事務所 コピー機カウンター料	事務・事務所費	林原
24年10月15日	20241015-40		815	7,213,573	林原事務所 Microsoft365 Apps for business 利用料(8月分)	事務・事務所費	林原
24年10月16日	20241016-5		300	7,213,273	「月刊 生活と健康」10月号	資料購入費	
24年10月16日	20241016-41		2,594	7,210,679	林原事務所 電気料金 10月請求分	事務・事務所費	林原
24年10月18日	20241018-6		342,100	6,868,579	議員団事務局 10月給与	人件費	
24年10月18日	20241018-8		680	6,867,899	「民青新聞」	資料購入費	
24年10月18日	20241018-25		680	6,867,219	森田 民青新聞	資料購入費	森田
24年10月18日	20241018-42		680	6,866,539	林原 民青新聞	資料購入費	林原
24年10月18日	20241018-49		680	6,865,859	乾 民青新聞	資料購入費	乾
24年10月18日	20241018-55		680	6,865,179	藤本 憲 民青新聞	資料購入費	藤本(憲)
24年10月18日	20241018-56		1,745	6,863,434	藤本 憲 事務所 電気代9月分	事務・事務所費	藤本(憲)
24年10月18日	20241018-57		33,000	6,830,434	藤本 憲 事務所家賃	事務・事務所費	藤本(憲)
24年10月21日	20241021-19		1,650	6,828,784	議員控室 パソコン インターネットプロバイダー 口座振替	事務・事務所費	
24年10月21日	20241021-26		550	6,828,234	森田 「学習の友」11月号	資料購入費	森田
24年10月21日	20241021-50		550	6,827,684	乾 「学習の友」(11月号)	資料購入費	乾
24年10月22日	20241022-20		13,970	6,813,714	議員団控室 複合機 リース料	事務・事務所費	
24年10月23日	20241023-33		8,252	6,805,462	藤本幸子事務所 電気料金	事務・事務所費	藤本(幸)
24年10月23日	20241023-34		4,219	6,801,243	藤本幸子事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(幸)
24年10月23日	20241023-35		6,006	6,795,237	藤本幸子事務所 ネット回線使用料	事務・事務所費	藤本(幸)
24年10月24日	20241024-11		4,900	6,790,337	毎日新聞	資料購入費	
24年10月25日	20241025-12		10,400	6,779,937	朝日・日経新聞	資料購入費	
24年10月25日	20241025-13		4,400	6,775,537	読売新聞	資料購入費	
24年10月25日	20241025-51		65,000	6,710,537	乾事務所 家賃	事務・事務所費	乾
24年10月25日	20241025-52		3,868	6,706,669	乾事務所 電話料金等 9月利用分	事務・事務所費	乾
24年10月26日	20241026-58		3,278	6,703,391	藤本 憲 事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(憲)
24年10月28日	20241028-21		2,100	6,701,291	議員団事務局雇用職員・福利厚生 SCKサービスセンター会費10月～12月分 口座振替	人件費	
24年10月28日	20241028-27		2,234	6,699,057	森田事務所 電気料金	事務・事務所費	森田
24年10月28日	20241028-28		8,705	6,690,352	森田 電話料金等 10月分	事務・事務所費	森田
24年10月28日	20241028-43		439	6,689,913	林原事務所 BiZiMo光インターネット使用料	事務・事務所費	林原

会 計 帳 簿

2024年10月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
24年10月28日	20241028-44		6,050	6,683,863	林原 書籍代「今がわかる時代がかわる世界地図」「世界地図帳」「日本地図帳」	資料購入費	林原
24年10月28日	20241028-59		410	6,683,453	藤本 憲 新婦人しんぶん購読料 10月分	資料購入費	藤本(憲)
24年10月29日	20241029-45		30,000	6,653,453	林原事務所 家賃11月分	事務・事務所費	林原
24年10月29日	20241029-53		1,781	6,651,672	乾事務所 水道料金	事務・事務所費	乾
24年10月31日	20241031-17		52,632	6,599,040	議員団事務局 社会保険料(事業主負担分)	人件費	
24年10月31日	20241031-22		9,708	6,589,332	議員控室 電話料金(回線使用料) 口座振替	事務・事務所費	
24年10月31日	20241031-23		25,136	6,564,196	議員控室 コピー機カウンター料/パソコン・セキュリティ利用料他 口座振替	事務・事務所費	
24年10月31日	20241031-29		32,000	6,532,196	森田事務所 家賃	事務・事務所費	森田
24年10月31日	20241031-46		2,813	6,529,383	林原事務所 電話料金等 9月利用分	事務・事務所費	林原
		2,768,478			前 月 繰 越 金		
		4,500,000			当 月 収 入 合 計	当月までの収入 累 計	13,500,000
			739,095		当 月 支 出 合 計	当月までの支出 累 計	6,970,617
			6,529,383		次 月 繰 越 金		
		7,268,478	7,268,478				

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研究費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

2024年11月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				6,529,383	前月繰越金		
24年11月02日	20241102-50		440	6,528,943	乾 文具(蛍光マーカー他)	事務・事務所費	乾
24年11月03日	20241103-51		200	6,528,743	乾 八田西町住宅駐車場 駐車料金	広報・広聴費	乾
24年11月04日	20241104-40		2,750	6,525,993	林原 書籍代「2024年度版47都道府県 幸福度ランキング」	資料購入費	林原
24年11月04日	20241104-52		500	6,525,493	乾 2024年 大阪商工交流会・参加費 講演 高橋真樹(断熱ジャーナリスト)	研修費	乾
24年11月04日	20241104-53		1,200	6,524,293	乾 書籍代	資料購入費	乾
24年11月05日	20241105-41		6,325	6,517,968	林原事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	林原
24年11月05日	20241105-42		7,150	6,510,818	林原事務所 印刷機リース代	事務・事務所費	林原
24年11月11日	20241111-32		200	6,510,618	森田 堺市西区役所駐車場	広報・広聴費	森田
24年11月11日	20241111-43		1,494	6,509,124	林原事務所 水道料金	事務・事務所費	林原
24年11月11日	20241111-54		13,581	6,495,543	乾 「いぬい友美 市政たより」No406 2024年秋号	広報・広聴費	乾
24年11月13日	20241113-44		550	6,494,993	林原事務所 コピー機カウンター料	事務・事務所費	林原
24年11月13日	20241113-45		815	6,494,178	林原事務所 Microsoft365 Apps for business 利用料(9月分)	事務・事務所費	林原
24年11月13日	20241113-55		7,234	6,486,944	乾事務所 ガス料金・電気料金	事務・事務所費	乾
24年11月14日	20241114-33		2,780	6,484,164	森田事務所 電気料金	事務・事務所費	森田
24年11月14日	20241114-34		1,272	6,482,892	森田事務所 水道料金	事務・事務所費	森田
24年11月15日	20241115-3		5,000	6,477,892	視察先・手土産代	調査研究費	
24年11月15日	20241115-46		3,257	6,474,635	林原事務所 電気料金 11月請求分	事務・事務所費	林原
24年11月16日	20241116-56		900	6,473,735	乾 「ともいき」障がい者の差別解消	研修費	乾
24年11月18日	20241118-4		86,450	6,387,285	視察旅費・3人分	調査研究費	
24年11月18日	20241118-5		1,320	6,385,965	視察 レンタカー保険料	調査研究費	
24年11月18日	20241118-6		4,300	6,381,665	視察 高速代(料金所:坂出本線)	調査研究費	
24年11月18日	20241118-7		1,090	6,380,575	視察 高速代(料金所:三豊島坂)	調査研究費	
24年11月18日	20241118-8		810	6,379,765	視察 高速代(料金所:三島川之江)	調査研究費	
24年11月18日	20241118-57		290	6,379,475	乾 堺東→南海難波(南海高野線)	調査研究費	乾
24年11月18日	20241118-58		290	6,379,185	乾 なんば→新大阪(御堂筋線)	調査研究費	乾
24年11月19日	20241119-9		810	6,378,375	視察 高速代(料金所:さぬき豊中)	調査研究費	
24年11月19日	20241119-10		4,300	6,374,075	視察 高速代(料金所:早島本線)	調査研究費	
24年11月19日	20241119-11		1,090	6,372,985	視察 高速代(料金所:岡山)	調査研究費	
24年11月19日	20241119-12		1,831	6,371,154	視察 レンタカーガソリン代	調査研究費	
24年11月19日	20241119-59		290	6,370,864	乾 新大阪→なんば(御堂筋線)	調査研究費	乾
24年11月19日	20241119-60		290	6,370,574	乾 南海難波→堺東(南海高野線)	調査研究費	乾
24年11月20日	20241120-13		342,100	6,028,474	議員団事務局 11月給与	人件費	
24年11月20日	20241120-15		680	6,027,794	「民青新聞」	広報・広聴費	
24年11月20日	20241120-30		1,650	6,026,144	議員控室 パソコン インターネットプロバイダー 口座振替	事務・事務所費	
24年11月20日	20241120-35		680	6,025,464	森田 民青新聞	資料購入費	森田
24年11月20日	20241120-47		680	6,024,784	林原 民青新聞	資料購入費	林原
24年11月20日	20241120-61		680	6,024,104	乾 民青新聞	資料購入費	乾
24年11月20日	20241120-66		680	6,023,424	藤本 憲 民青新聞	資料購入費	藤本(憲)
24年11月21日	20241121-36		550	6,022,874	森田 「学習の友」12月号	資料購入費	森田

会 計 帳 簿

2024年11月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
24年11月21日	20241121-62		550	6,022,324	乾「学習の友」(12月号)	資料購入費	乾
24年11月21日	20241121-67		2,992	6,019,332	藤本 憲 事務所 電気代10月分	事務・事務所費	藤本(憲)
24年11月21日	20241121-68		33,000	5,986,332	藤本 憲 事務所家賃	事務・事務所費	藤本(憲)
24年11月21日	20241121-69		17,560	5,968,772	藤本 憲 外付けSSD・DVDドライブ	事務・事務所費	藤本(憲)
24年11月22日	20241122-31		13,970	5,954,802	議員団控室 複合機 リース料	事務・事務所費	
24年11月22日	20241122-63		550	5,954,252	乾 文具(付箋)	事務・事務所費	乾
24年11月22日	20241122-70		5,236	5,949,016	藤本 憲 事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(憲)
24年11月24日	20241124-64		6,620	5,942,396	乾事務所 電話料金等 10月利用分	事務・事務所費	乾
24年11月25日	20241125-17		4,900	5,937,496	毎日新聞	資料購入費	
24年11月25日	20241125-18		4,400	5,933,096	読売新聞	資料購入費	
24年11月25日	20241125-39		50,000	5,883,096	藤本幸子事務所 家賃	事務・事務所費	藤本(幸)
24年11月25日	20241125-65		65,000	5,818,096	乾事務所 家賃	事務・事務所費	乾
24年11月25日	20241125-71		410	5,817,686	藤本 憲 新婦人しんぶん購読料 11月分	資料購入費	藤本(憲)
24年11月27日	20241127-19		300	5,817,386	「月刊 生活と健康」11月号	資料購入費	
24年11月27日	20241127-20		10,400	5,806,986	朝日・日経新聞	資料購入費	
24年11月27日	20241127-22		7,678	5,799,308	コピー用紙	事務・事務所費	
24年11月27日	20241127-48		3,870	5,795,438	林原事務所 家賃12月分	事務・事務所費	林原
24年11月27日	20241127-49		439	5,794,999	林原事務所 BiZiMo光インターネット使用料	事務・事務所費	林原
24年11月28日	20241128-24		52,632	5,742,367	議員団事務局 社会保険料(事業主負担分)	人件費	
24年11月28日	20241128-25		206,800	5,535,567	2025年度予算要望書	広報・広聴費	
24年11月28日	20241128-26		858,165	4,677,402	市政報告No19印刷代及び振込手数料	広報・広聴費	
24年11月28日	20241128-27		6,000	4,671,402	「商工新聞」2024年1月～12月	資料購入費	
24年11月29日	20241129-37		8,759	4,662,643	森田 電話料金等 11月分	事務・事務所費	森田
24年11月29日	20241129-38		32,000	4,630,643	森田事務所 家賃	事務・事務所費	森田
24年11月29日	20241129-72		1,887	4,628,756	藤本 憲 公明新聞11月	資料購入費	藤本(憲)
		6,529,383			前 月 繰 越 金		
		0			当 月 収 入 合 計	当月までの収入 累 計	13,500,000
			1,900,627		当 月 支 出 合 計	当月までの支出 累 計	8,871,244
			4,628,756		次 月 繰 越 金		
		6,529,383	6,529,383				

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研究費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

2024年12月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				4,628,756	前 月 繰 越 金		
24年12月02日	20241202-22		20,111	4,608,645	議員控室 コピー機カウンター料/パソコン・セキュリティ利用料 口座振替	事務・事務所費	
24年12月02日	20241202-57		6,039	4,602,606	林原事務所 電話料金等 10月利用分	事務・事務所費	林原
24年12月03日	20241203-34		4,752	4,597,854	藤本幸子事務所 コピー機リース代(再リース料)	事務・事務所費	藤本(幸)
24年12月03日	20241203-41		6,490	4,591,364	乾 書籍代及び送料	資料購入費	乾
24年12月03日	20241203-58		4,216	4,587,148	林原事務所 コピー機リース料金(11月15日～12月14日)	事務・事務所費	林原
24年12月03日	20241203-59		6,435	4,580,713	林原事務所 印刷機リース料(11月8日～12月7日)	事務・事務所費	林原
24年12月04日	20241204-35		1,420	4,579,293	藤本幸子事務所 水道料金	事務・事務所費	藤本(幸)
24年12月06日	20241206-42		14,300	4,564,993	乾 「ゼンリンA4」東区住宅地図	資料購入費	乾
24年12月06日	20241206-43		5,773	4,559,220	乾事務所 ガス料金・電気料金	事務・事務所費	乾
24年12月08日	20241208-44		200	4,559,020	乾 金岡公園南駐車場 駐車料金	調査研究費	乾
24年12月08日	20241208-65		1,100	4,557,920	乾 粉ふるい・曇ごしふるい・試験管	事務・事務所費	乾
24年12月09日	20241209-36		1,038	4,556,882	藤本幸子事務所 ガス料金	事務・事務所費	藤本(幸)
24年12月09日			261,291	4,295,591	林原議員退職の為 返金		
24年12月10日	20241210-1		627,335	3,668,256	議員団事務局 冬期一時金	人件費	
24年12月10日	20241210-26		1,962	3,666,294	森田事務所 電気料金	事務・事務所費	森田
24年12月10日	20241210-27		16,500	3,649,794	森田 「日本教育新聞」購読料 2024年12月～2025年5月	資料購入費	森田
24年12月12日	20241212-28		5,263	3,644,531	森田 市政報告ニュース 発送	広報・広聴費	森田
24年12月13日	20241213-4		2,460	3,642,071	新婦人しんぶん 2024年7月～12月 購読料	資料購入費	
24年12月13日	20241213-60		686	3,641,385	林原事務所 コピー機カウンター料11月請求分	事務・事務所費	林原
24年12月13日	20241213-61		815	3,640,570	林原事務所 Microsoft365 Apps for business 利用料(10月分)	事務・事務所費	林原
24年12月15日	20241215-45		5,400	3,635,170	乾 書籍代	資料購入費	乾
24年12月16日	20241216-23		33,660	3,601,510	議員控室 パソコン保守料 口座振替	事務・事務所費	
24年12月16日	20241216-62		2,044	3,599,466	林原事務所 電気料金	事務・事務所費	林原
24年12月17日	20241217-50		1,260	3,598,206	藤本 憲 事務所 電気代11月分	事務・事務所費	藤本(憲)
24年12月17日	20241217-51		33,000	3,565,206	藤本 憲 事務所家賃	事務・事務所費	藤本(憲)
24年12月18日	20241218-37		4,692	3,560,514	藤本幸子事務所 電気料金	事務・事務所費	藤本(幸)
24年12月18日	20241218-38		4,219	3,556,295	藤本幸子事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(幸)
24年12月20日	20241220-8		342,100	3,214,195	議員団事務局 12月給与	人件費	
24年12月20日	20241220-10		4,900	3,209,295	毎日新聞	資料購入費	
24年12月20日	20241220-11		680	3,208,615	「民青新聞」	資料購入費	
24年12月20日	20241220-24		1,650	3,206,965	議員控室 パソコン インターネットプロバイダー 口座振替	事務・事務所費	
24年12月20日	20241220-29		680	3,206,285	森田 民青新聞	資料購入費	森田
24年12月20日	20241220-30		2,280	3,204,005	森田 いつでも元気7月号～12月号	資料購入費	森田
24年12月20日	20241220-46		680	3,203,325	乾 民青新聞	資料購入費	乾
24年12月20日	20241220-52		680	3,202,645	藤本 憲 民青新聞	資料購入費	藤本(憲)
24年12月21日	20241221-31		1,100	3,201,545	森田 「学習の友」1月号及び春別	資料購入費	森田

会 計 帳 簿

2024年12月

金派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
24年12月21日	20241221-47		1,100	3,200,445	乾「学習の友」(1月号及び春別)	資料購入費	乾
24年12月23日	20241223-25		13,970	3,186,475	議員団控室 複合機 リース料	事務・事務所費	
24年12月23日	20241223-32		8,583	3,177,892	森田 電話料金等 12月分	事務・事務所費	森田
24年12月24日	20241224-13		52,632	3,125,260	議員団事務局 社会保険料(事業主負担分)	人件費	
24年12月24日	20241224-14		78,000	3,047,260	自治体問題研究所 会費5名分(2024年1月～12月)	研修費	
24年12月24日	20241224-15		6,960	3,040,300	「日中友好新聞」2024年7月～2025年6月 購読料	資料購入費	
24年12月24日	20241224-16		10,870	3,029,430	2022年・2023年 大阪の保育問題資料集 5冊及び送料	資料購入費	
24年12月24日	20241224-53		29,360	3,000,070	市政報告ビラ 12月号外 印刷代	広報・広聴費	藤本(憲)
24年12月25日	20241225-17		300	2,999,770	「月刊 生活と健康」12月号	資料購入費	
24年12月25日	20241225-18		10,400	2,989,370	朝日・日経新聞	資料購入費	
24年12月25日	20241225-19		4,400	2,984,970	読売新聞	資料購入費	
24年12月25日	20241225-39		6,006	2,978,964	藤本幸子事務所 ネット回線使用料	事務・事務所費	藤本(幸)
24年12月25日	20241225-48		65,000	2,913,964	乾事務所 家賃	事務・事務所費	乾
24年12月25日	20241225-49		3,703	2,910,261	乾事務所 電話料金等 11月利用分	事務・事務所費	乾
24年12月25日	20241225-54		3,260	2,907,001	藤本 憲 事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(憲)
24年12月26日	20241226-40		50,000	2,857,001	藤本幸子事務所 家賃	事務・事務所費	藤本(幸)
24年12月26日	20241226-63		1,489	2,855,512	林原事務所 水道料金(10/9-12/6)	事務・事務所費	林原
24年12月27日	20241227-33		32,000	2,823,512	森田事務所 家賃	事務・事務所費	森田
24年12月27日	20241227-64		439	2,823,073	林原事務所 BiZiMo光インターネット使用料(11月分)	事務・事務所費	林原
24年12月28日	20241228-55		410	2,822,663	藤本 憲 新婦人しんぶん購読料 12月分	資料購入費	藤本(憲)
24年12月28日	20241228-56		1,887	2,820,776	藤本 憲 公明新聞12月	資料購入費	藤本(憲)
		4,628,756			前 月 繰 越 金		
		0			当 月 収 入 合 計	当月までの収入 累 計	13,500,000
			1,807,980		当 月 支 出 合 計	当月までの支出 累 計	10,679,224
			2,820,776		次 月 繰 越 金		
		4,628,756	4,628,756				

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研究費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

2025年1月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				2,820,776	前 月 繰 越 金		
25年01月05日	20250105-1		933	2,819,843	単一電池10個(ハンドマイク用)	事務・事務所費	
25年01月06日	20250106-22		9,708	2,810,135	議員控室 電話料金(回線使用料) 口座振替	事務・事務所費	
25年01月06日	20250106-23		14,351	2,795,784	議員控室 コピー機カウンター料/パソコン・セキュリティー利用料 口座振替	事務・事務所費	
25年01月07日	20250107-33		1,409	2,794,375	藤本幸子事務所 ガス料金	事務・事務所費	藤本(幸)
25年01月07日	20250107-47		1,958	2,792,417	藤本 憲事務所 プリンターインク代	事務・事務所費	藤本(憲)
25年01月09日	20250109-38		33,000	2,759,417	石油ファンヒーター	事務・事務所費	乾
25年01月10日		3,600,000		6,359,417	政務活動費1月～3月分		
25年01月14日	20250114-39		5,270	6,354,147	乾事務所 ガス料金・電気料金	事務・事務所費	乾
25年01月14日	20250114-55		815	6,353,332	林原事務所 Microsoft365 Apps for business 利用料(11月分)	事務・事務所費	林原
25年01月14日	20250114-56		256	6,353,076	林原事務所 コピー機カウンター料 12月請求分	事務・事務所費	林原
25年01月19日	20250119-40		6,000	6,347,076	乾「全国商工新聞」2024年1月～12月購読料	資料購入費	乾
25年01月20日	20250120-6		342,100	6,004,976	議員団事務局 〇〇 1月給与	人件費	
25年01月20日	20250120-8		680	6,004,296	「民青新聞」	資料購入費	
25年01月20日	20250120-24		1,650	6,002,646	議員控室 パソコン インターネットプロバイダー 口座振替	事務・事務所費	
25年01月20日	20250120-28		680	6,001,966	森田 民青新聞	資料購入費	森田
25年01月20日	20250120-41		680	6,001,286	乾 民青新聞	資料購入費	乾
25年01月20日	20250120-48		680	6,000,606	藤本 憲 民青新聞	資料購入費	藤本(憲)
25年01月21日	20250121-29		550	6,000,056	森田「学習の友」2月号	資料購入費	森田
25年01月21日	20250121-42		550	5,999,506	乾「学習の友」(2月号)	資料購入費	乾
25年01月22日	20250122-11		300	5,999,206	「月刊 生活と健康」1月号	資料購入費	
25年01月22日	20250122-25		13,970	5,985,236	議員団控室 複合機 リース料	事務・事務所費	
25年01月22日	20250122-34		7,729	5,977,507	藤本幸子事務所 電気料金	事務・事務所費	藤本(幸)
25年01月22日	20250122-35		4,219	5,973,288	藤本幸子事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(幸)
25年01月22日	20250122-49		1,588	5,971,700	藤本 憲 事務所 電気代12月分	事務・事務所費	藤本(憲)
25年01月22日	20250122-50		33,000	5,938,700	藤本 憲 事務所家賃	事務・事務所費	藤本(憲)
25年01月24日	20250124-12		4,900	5,933,800	毎日新聞	資料購入費	
25年01月24日	20250124-13		10,400	5,923,400	朝日・日経新聞	資料購入費	
25年01月24日	20250124-36		50,000	5,873,400	藤本幸子事務所 家賃	事務・事務所費	藤本(幸)
25年01月24日	20250124-43		3,734	5,869,666	乾事務所 電話料金等 12月利用分	事務・事務所費	乾
25年01月25日	20250125-44		65,000	5,804,666	乾事務所 家賃	事務・事務所費	乾
25年01月25日	20250125-51		2,750	5,801,916	藤本 憲 書籍代	資料購入費	藤本(憲)
25年01月27日	20250127-15		4,800	5,797,116	読売新聞	資料購入費	
25年01月27日	20250127-26		2,100	5,795,016	議員団事務局雇用職員・福利厚生 SCKサービスセンター会費1月～3月分 口座振替	人件費	
25年01月27日	20250127-52		410	5,794,606	藤本 憲 新婦人しんぶん購読料 1月分	資料購入費	藤本(憲)
25年01月28日	20250128-17		149,690	5,644,916	議員団事務局 社会保険料(事業主負担分)	人件費	
25年01月28日	20250128-20		8,668	5,636,248	堺市議会議員団HP 修正	広報・広聴費	
25年01月28日	20250128-30		400	5,635,848	森田 看護ステーション視察の為の駐車場料金	調査研究費	森田
25年01月28日	20250128-45		320	5,635,528	乾事務所 郵送料	広報・広聴費	乾
25年01月28日	20250128-46		400	5,635,128	乾 駐車料金	広報・広聴費	乾

会 計 帳 簿

2025年1月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
25年01月29日	20250129-31		3,000	5,632,128	森田 市政報告会会場費・浜寺諏訪森会館	広報・広聴費	森田
25年01月29日	20250129-37		6,006	5,626,122	藤本幸子事務所 ネット回線使用料	事務・事務所費	藤本(幸)
25年01月30日	20250130-53		2,270	5,623,852	藤本 憲 公明新聞1月	資料購入費	藤本(憲)
25年01月31日	20250131-27		15,195	5,608,657	議員控室 コピー機カウンター料/パソコン・セキュリティ利用料 口座振替	事務・事務所費	
25年01月31日	20250131-32		32,000	5,576,657	森田事務所 家賃	事務・事務所費	森田
25年01月31日	20250131-54		3,304	5,573,353	藤本 憲 事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(憲)
		2,820,776			前 月 繰 越 金		
		3,600,000			当 月 収 入 合 計	当月までの収入 累 計	17,100,000
			847,423		当 月 支 出 合 計	当月までの支出 累 計	11,526,647
			5,573,353		次 月 繰 越 金		
		6,420,776	6,420,776				

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研究費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

2025年2月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				5,573,353	前 月 繰 越 金		
25年02月03日	20250203-22		10,410	5,562,943	森田 電話料金等 1月分	事務・事務所費	森田
25年02月03日	20250203-43		13,430	5,549,513	藤本幸子 11月18日議員団視察 高速利用分	調査研究費	藤本(幸)
25年02月04日	20250204-1		548	5,548,965	DVD-R10枚	資料作成費	
25年02月05日	20250205-26		1,829	5,547,136	藤本幸子事務所 水道料金	事務・事務所費	藤本(幸)
25年02月06日	20250206-32		2,020	5,545,116	乾事務所 水道料金	事務・事務所費	乾
25年02月07日	20250207-27		1,336	5,543,780	藤本幸子事務所 ガス料金	事務・事務所費	藤本(幸)
25年02月12日	20250212-2		400	5,543,380	「月刊 生活と健康」2月号	資料購入費	
25年02月12日	20250212-33		6,656	5,536,724	乾事務所 ガス料金・電気料金	事務・事務所費	乾
25年02月19日	20250219-28		6,513	5,530,211	藤本幸子事務所 電気料金	事務・事務所費	藤本(幸)
25年02月19日	20250219-29		4,219	5,525,992	藤本幸子事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(幸)
25年02月20日	20250220-4		342,100	5,183,892	議員団事務局 2月給与	人件費	
25年02月20日	20250220-6		680	5,183,212	「民青新聞」	資料購入費	
25年02月20日	20250220-18		1,650	5,181,562	議員控室 パソコン インターネットプロバイダー 口座振替	事務・事務所費	
25年02月20日	20250220-23		680	5,180,882	森田 民青新聞	資料購入費	森田
25年02月20日	20250220-34		680	5,180,202	乾 民青新聞	資料購入費	乾
25年02月20日	20250220-38		680	5,179,522	藤本 憲 民青新聞	資料購入費	藤本(憲)
25年02月22日	20250222-39		3,380	5,176,142	藤本 憲 「市政報告会のお知らせ」印刷代	広報・広聴費	藤本(憲)
25年02月25日	20250225-7		4,900	5,171,242	毎日新聞	資料購入費	
25年02月25日	20250225-8		4,800	5,166,442	読売新聞	資料購入費	
25年02月25日	20250225-19		13,970	5,152,472	議員団控室 複合機 リース料	事務・事務所費	
25年02月25日	20250225-24		550	5,151,922	森田 「学習の友」3月号	資料購入費	森田
25年02月25日	20250225-30		50,000	5,101,922	藤本幸子事務所 家賃	事務・事務所費	藤本(幸)
25年02月25日	20250225-35		550	5,101,372	乾 「学習の友」(3月号)	資料購入費	乾
25年02月25日	20250225-36		3,708	5,097,664	乾事務所 電話料金等 1月利用分	事務・事務所費	乾
25年02月25日	20250225-37		65,000	5,032,664	乾事務所 家賃	事務・事務所費	乾
25年02月26日	20250226-10		10,400	5,022,264	朝日・日経新聞	資料購入費	
25年02月26日	20250226-31		6,006	5,016,258	藤本幸子事務所 ネット回線使用料	事務・事務所費	藤本(幸)
25年02月27日	20250227-12		52,632	4,963,626	議員団事務局 社会保険料(事業主負担分)	人件費	
25年02月27日	20250227-14		869,165	4,094,461	市政報告No20印刷代及び振込手数料	広報・広聴費	
25年02月27日	20250227-15		4,948	4,089,513	コピー用紙・ペーパータオル	事務・事務所費	
25年02月27日	20250227-40		2,476	4,087,037	藤本 憲 事務所 電気代 1月分	事務・事務所費	藤本(憲)
25年02月27日	20250227-41		33,000	4,054,037	藤本 憲 事務所家賃	事務・事務所費	藤本(憲)
25年02月27日	20250227-42		3,260	4,050,777	藤本 憲 事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(憲)
25年02月28日	20250228-16		106,700	3,944,077	堺市議会議員団ホームページ サーバーホスティング	広報・広聴費	
25年02月28日	20250228-20		9,708	3,934,369	議員控室 電話料金(回線使用料) 口座振替	事務・事務所費	
25年02月28日	20250228-21		10,940	3,923,429	議員控室 コピー機カウンター料/パソコン・セキュリティ利用料 口座振替	事務・事務所費	

会 計 帳 簿

2025年2月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
25年02月28日	20250228-25		32,000	3,891,429	森田事務所 家賃	事務・事務所費	森田
		5,573,353			前 月 繰 越 金		
		0			当 月 収 入 合 計	当月までの収入 累 計	17,100,000
			1,681,924		当 月 支 出 合 計	当月までの支出 累 計	13,208,571
			3,891,429		次 月 繰 越 金		
		5,573,353	5,573,353				

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研究費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

2025年3月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				3,891,429	前 月 繰 越 金		
25年03月01日	20250301-33		1,781	3,889,648	乾事務所 水道料金	事務・事務所費	乾
25年03月07日	20250307-29		1,451	3,888,197	藤本幸子事務所 ガス料金	事務・事務所費	藤本(幸)
25年03月14日	20250314-34		6,348	3,881,849	乾事務所 ガス料金・電気料金	事務・事務所費	乾
25年03月15日	20250315-26		5,841	3,876,008	森田 市政報告ニュース 発送及び振込手数料	広報・広聴費	森田
25年03月18日	20250318-22		8,583	3,867,425	森田 電話料金等 2月分	事務・事務所費	森田
25年03月19日	20250319-1		229,900	3,637,525	議員団事務局 3月給与	人件費	
25年03月19日	20250319-3		680	3,636,845	「民青新聞」	資料購入費	
25年03月19日	20250319-23		680	3,636,165	森田 民青新聞	資料購入費	森田
25年03月19日	20250319-30		6,609	3,629,556	藤本幸子事務所 電気料金	事務・事務所費	藤本(幸)
25年03月19日	20250319-35		680	3,628,876	乾 民青新聞	資料購入費	乾
25年03月19日	20250319-40		680	3,628,196	藤本 憲 民青新聞	資料購入費	藤本(憲)
25年03月20日	20250320-24		550	3,627,646	森田 「学習の友」4月号	資料購入費	森田
25年03月20日	20250320-36		550	3,627,096	乾 「学習の友」(4月号)	資料購入費	乾
25年03月21日	20250321-19		1,650	3,625,446	議員控室 パソコン インターネットプロバイダー 口座振替	事務・事務所費	
25年03月21日	20250321-41		1,477	3,623,969	藤本 憲 事務所 電気代 2月分	事務・事務所費	藤本(憲)
25年03月21日	20250321-42		33,000	3,590,969	藤本 憲 事務所家賃	事務・事務所費	藤本(憲)
25年03月23日	20250323-43		5,000	3,585,969	藤本 憲 3/23 市政報告会会場代	広報・広聴費	藤本(憲)
25年03月24日	20250324-6		4,900	3,581,069	毎日新聞	資料購入費	
25年03月24日	20250324-20		13,970	3,567,099	議員団控室 複合機 リース料	事務・事務所費	
25年03月25日	20250325-7		4,800	3,562,299	読売新聞	資料購入費	
25年03月25日	20250325-8		52,632	3,509,667	議員団事務局 社会保険料(事業主負担分)	人件費	
25年03月25日	20250325-37		65,000	3,444,667	乾事務所 家賃	事務・事務所費	乾
25年03月26日	20250326-10		400	3,444,267	「月刊 生活と健康」3月号	資料購入費	
25年03月26日	20250326-28		5,478	3,438,789	森田 市政報告ニュース 発送及び振込手数料	広報・広聴費	森田
25年03月27日	20250327-13		10,400	3,428,389	朝日・日経新聞	資料購入費	
25年03月27日	20250327-14		120,340	3,308,049	堺市デジタル版住宅地図及び振込手数料	資料購入費	
25年03月27日	20250327-15		4,200	3,303,849	「全国農業新聞」(2024・10～2025・03)	資料購入費	
25年03月27日	20250327-31		50,000	3,253,849	藤本幸子事務所 家賃	事務・事務所費	藤本(幸)
25年03月27日	20250327-38		3,682	3,250,167	乾事務所 電話料金等 2月利用分	事務・事務所費	乾
25年03月28日	20250328-44		3,225	3,246,942	藤本 憲 事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(憲)
25年03月31日	20250331-17		1,496,165	1,750,777	市政報告 個人版(4種)・ホームページ更新のための資料作成費及び振込手数料	広報・広聴費	
25年03月31日	20250331-18		414,680	1,336,097	ノートパソコン・プロジェクター	事務・事務所費	
25年03月31日	20250331-21		14,945	1,321,152	議員控室 コピー機カウンター料/パソコン・セキュリティ利用料 口座振替	事務・事務所費	
25年03月31日	20250331-25		32,000	1,289,152	森田事務所 家賃	事務・事務所費	森田
25年03月31日	20250331-27		8,599	1,280,553	森田 電話料金等 3月分	事務・事務所費	森田
25年03月31日	20250331-32		1,781	1,278,772	藤本幸子事務所 水道料金	事務・事務所費	藤本(幸)

会 計 帳 簿

2025年3月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
25年03月31日	20250331-39		21,287	1,257,485	乾事務所 消耗品(事務用品・トイレ台所衛生用品等)	事務・事務所費	乾
		3,891,429			前 月 繰 越 金		
		0			当 月 収 入 合 計	当月までの収入 累 計	17,100,000
			2,633,944		当 月 支 出 合 計	当月までの支出 累 計	15,842,515
			1,257,485		期 末 残 高		
		3,891,429	3,891,429				

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研究費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 日本共産党堺市議会議員団

ふりがな			
被雇用者の氏名			
生年月日			
住所	〒 大阪府堺市		
雇用期間 (雇用開始日)	2003年6月1日～ 年 月 日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他(派遣等)		
勤務時間数	37.5時間 / 週 (1日 7.5時間× 5日 / 週)		
賃金額	☒ 月額 ☐ 日額 ☐ 時給	342,100 円(夏・冬一時金有り)	
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☐ 後援会活動 <input 2"="" type="checkbox/>()活動</td> </tr> <tr> <td>按分</td> <td>100%</td> <td colspan="/> ☐ 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間)</u> 時間 (週勤務時間数) 時間 ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照		
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	※2024年4月給与改定		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 日本共産党堺市議会議員団

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 大阪府堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2003 年 6 月 1 日 ～ 年 月 日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他（派遣等）		
勤務時間数	37.5 時間 / 週 （1 日 7.5 時間 × 5 日 / 週）		
賃金額	☒ 月額 ☐ 日額 ☐ 時給	229,900 円（夏・冬一時金有り）	
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☐ 後援会活動 ☐ （ ）活動		
按分	☐ 勤務実態をもとに算定 <u>（週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間）</u> 時間 （週勤務時間数） 時間 100% ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照		
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他（ ） ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	※2025 年 3 月給与改定		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

（上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。）

雇用契約書

被雇用者氏名 [REDACTED] 殿

雇用主 所在地 大阪府堺市堺区南瓦町 3-1

堺市役所内

名 称 日本共産党堺市議会議員団事務局

代表者 [REDACTED]

雇用条件は次のとおりとします。

契約期間	① 期間の定めなし（平成 15 年 6 月 1 日 雇入れ） 2 期間の定めあり：平成 年 月 日～平成 年 月 日
雇用形態	正社員 パートタイマー・嘱託・その他（ ）
就業の場所	日本共産党堺市議会議員団控え室
従事する業務の内容	日本共産党堺市議会議員団の政務活動に係わる補助事務
始業・終業の時刻及び休憩時間	1 始業・終業の時刻 : (始業) 午前 9 時 00 分～(終業) 午後 5 時 30 分 2 休憩時間 : 60 分 3 1 週間の所定労働時間 : 37 時間 30 分
所定外労働の有無	1 所定時間外労働の有無 : 有 ・ 無 2 休日労働の有無 : 有 ・ 無
休日	1 定休日 : 毎週 土・日 曜日、国民の祝日、その他（12月29日から1月3日）
休暇	1 年次有給休暇 20 日 2 その他の休暇 ①有給の休暇（弔慰休暇その他特別にこれを事業者が認めた場合）、 ②無給の休暇（育児介護休業）
賃金	1 基本賃金：日本共産党大阪府委員会の規程に準ずる 2 諸手当： イ 通勤手当（3,000 円／月） 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定超 : %、 所定超 : %、 ロ 休日 法定休日 : %、 法定外休日 : %、 ハ 深夜 : % 4 賃金締切日：毎月 15 日、賃金支払日：毎月 20 日 5 支払方法 : 現金支給 6 賃金支払時の控除（所得税・住民税・社会保険料・雇用保険料・赤旗大阪互助会会費等） 7 賞与 : 有 ・ 無【年 2 回 日本共産党大阪府委員会の規程に準ずる】
退職に関する事項	1 自己都合退職の手続 : 退職する 15 日以上前に届け出ること 2 解雇の事由及び手続 : 日本共産党大阪府委員会の規程に準ずる
社会保険等の加入	・社会保険の加入 : 有 ・ 無 ・雇用保険の適用 : 有 ・ 無
備考	・福利厚生として、公益財団法人 堺市勤労者福祉サービスセンターの会費を雇用主が負担する。

上記について承諾しました。

令和 元 年 5 月 8 日

被雇用者 住所 大阪府堺市 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

2024 年 3 月 後半

氏名 XXXXXXXXXX

出勤日数(換算)		有休取得日数	
9		0	

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	早出 残業	早朝 深夜	合計
		午前	午後	開始時刻	終了時刻				
16	土								
17	日								
18	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
19	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
20	水	祝休日	祝休日						
21	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
22	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
23	土								
24	日								
25	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
26	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
27	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
28	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
29	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
30	土								
31	日								

2024 年 4 月 前半

氏名 XXXXXXXXXX

出勤日数(換算)		有休取得日数	
10.5		0.5	

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	早出 残業	早朝 深夜	合計
		午前	午後	開始時刻	終了時刻				
1	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
2	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
3	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
4	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
5	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
6	土								
7	日								
8	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
9	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
10	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
11	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
12	金	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
13	土								
14	日								
15	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30

20240419-8

2024 年 4 月 後半

氏名 XXXXXXXXXX

出勤日数(換算)		有休取得日数	
8.5		1.5	

日	曜日	区分		就業時刻					合計
		午前	午後	開始時刻	終了時刻	就業時間	早出 残業	早朝 深夜	
16	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
17	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
18	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
19	金	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
20	土								
21	日								
22	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
23	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
24	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
25	木	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
26	金	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
27	土								
28	日								
29	月	祝休日	祝休日						
30	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
—	—								

20240520-6

2024 年 5 月 前半

氏名

出勤日数(換算)	有休取得日数
7.5	1.5

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	早出 残業	早朝 深夜	合計
		午前	午後	開始時刻	終了時刻				
1	水	有休	有休						
2	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
3	金	祝休日	祝休日						
4	土								
5	日								
6	月	祝休日	祝休日						
7	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
8	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
9	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
10	金	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
11	土								
12	日								
13	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
14	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
15	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30

20240520-6

2024 年 5 月 後半

氏名 XXXXXXXXXX

出勤日数(換算)		有休取得日数	
11		1	

日	曜日	区分		就業時刻					合計
				開始時刻	終了時刻	就業時間	早出	早朝	
		午前	午後				残業	深夜	
16	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
17	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
18	土								
19	日								
20	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
21	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
22	水	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
23	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
24	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
25	土								
26	日								
27	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
28	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
29	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
30	木	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
31	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30

20240620-3

2024 年 6 月 前半

氏名

出勤日数(換算)		有休取得日数	
8		2	

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	早出	早朝	合計
		午前	午後	開始時刻	終了時刻		残業	深夜	
1	土								
2	日								
3	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
4	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
5	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
6	木	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
7	金	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
8	土								
9	日								
10	月	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
11	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
12	水	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
13	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
14	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
15	土								

20240620-3

2024 年 6 月 後半

氏名 XXXXXXXXXX

出勤日数(換算)		有休取得日数	
9		1	

日	曜日	区分		就業時刻					合計
				開始時刻	終了時刻	就業時間	早出	早朝	
		午前	午後				残業	深夜	
16	日								
17	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
18	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
19	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
20	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
21	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
22	土								
23	日								
24	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
25	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
26	水	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
27	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
28	金	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
29	土								
30	日								

20240719-13

2024 年 7 月 前半

氏名

出勤日数(換算)		有休取得日数	
10		0	

日	曜日	区分		就業時刻					合計
				開始時刻	終了時刻	就業時間	早出	早朝	
		午前	午後				残業	深夜	
1	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
2	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
3	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
4	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
5	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
6	土								
7	日								
8	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
9	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
10	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
11	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
12	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
13	土								
14	日								
15	月	祝休日	祝休日						

20240719-13

2024 年 7 月 後半

氏名



出勤日数(換算)	有休取得日数
11	1

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	早出 残業	早朝 深夜	合計
		午前	午後	開始時刻	終了時刻				
16	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
17	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
18	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
19	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
20	土								
21	日								
22	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
23	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
24	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
25	木	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
26	金	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
27	土								
28	日								
29	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
30	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
31	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30

20240820-2

2024 年 8 月 前半

氏名

出勤日数(換算)		有休取得日数	
9.5		0.5	

日	曜日	区分		就業時刻					合計
				開始時刻	終了時刻	就業時間	早出	早朝	
		午前	午後				残業	深夜	
1	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
2	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
3	土								
4	日								
5	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
6	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
7	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
8	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
9	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
10	土								
11	日								
12	月	祝休日	祝休日						
13	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
14	水	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
15	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30

20240820-2

2024 年 8 月 後半

氏名



出勤日数(換算)		有休取得日数	
11		0	

日	曜日	区分		就業時刻					合計
				開始時刻	終了時刻	就業時間	早出	早朝	
		午前	午後				残業	深夜	
16	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
17	土								
18	日								
19	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
20	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
21	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
22	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
23	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
24	土								
25	日								
26	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
27	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
28	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
29	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
30	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
31	土								

20240920-4

2024 年 9 月 前半

氏名

出勤日数(換算)

10

有休取得日数

0

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	早出 残業	早朝 深夜	合計
				開始時刻	終了時刻				
		午前	午後						
1	日								
2	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
3	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
4	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
5	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
6	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
7	土								
8	日								
9	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
10	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
11	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
12	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
13	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
14	土								
15	日								

20240920-4

2024 年 9 月 後半

氏名

出勤日数(換算)		有休取得日数	
8.5		0.5	

日	曜日	区分		就業時刻					合計
				開始時刻	終了時刻	就業時間	早出	早朝	
		午前	午後				残業	深夜	
16	月	祝休日	祝休日						
17	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
18	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
19	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
20	金	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
21	土								
22	日								
23	月	祝休日	祝休日						
24	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
25	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
26	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
27	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
28	土								
29	日								
30	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
—	—								

20241018-6

2024 年 10 月 前半

氏名 XXXXXXXXXX

出勤日数(換算)	有休取得日数
10	0

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	早出 残業	早朝 深夜	合計
		午前	午後	開始時刻	終了時刻				
1	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
2	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
3	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
4	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
5	土								
6	日								
7	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
8	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
9	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
10	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
11	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
12	土								
13	日								
14	月	祝休日	祝休日						
15	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30

20241018-6

2024 年 10 月 後半

氏名

出勤日数(換算)	有休取得日数
12	0

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	早出	早朝	合計
		午前	午後	開始時刻	終了時刻		残業	深夜	
16	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
17	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
18	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
19	土								
20	日								
21	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
22	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
23	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
24	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
25	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
26	土								
27	日								
28	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
29	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
30	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
31	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30

20241120-13

2024 年 11 月 前半

氏名 XXXXXXXXXX

出勤日数(換算)		有休取得日数	
9.5		0.5	

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	早出	早朝	合計
		午前	午後	開始時刻	終了時刻		残業	深夜	
1	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
2	土								
3	日								
4	月	祝休日	祝休日						
5	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
6	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
7	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
8	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
9	土								
10	日								
11	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
12	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
13	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
14	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
15	金	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30

2024 年 11 月 後半

氏名

出勤日数(換算)	有休取得日数
9.5	0.5

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	早出 残業	早朝 深夜	合計
		午前	午後	開始時刻	終了時刻				
16	土								
17	日								
18	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
19	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
20	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
21	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
22	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
23	土								
24	日								
25	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
26	火	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
27	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
28	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
29	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
30	土								

20241220-8

2024 年 12 月 前半

氏名 XXXXXXXXXX

出勤日数(換算)		有休取得日数	
9		1	

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	早出 残業	早朝 深夜	合計
				開始時刻	終了時刻				
		午前	午後						
1	日								
2	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
3	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
4	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
5	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
6	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
7	土								
8	日								
9	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
10	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
11	水	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
12	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
13	金	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
14	土								
15	日								

2024 年 12 月 後半

氏名

出勤日数(換算)	有休取得日数
8.5	1.5

日	曜日	区分		就業時刻					合計
				開始時刻	終了時刻	就業時間	早出	早朝	
		午前	午後				残業	深夜	
16	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
17	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
18	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
19	木	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
20	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
21	土								
22	日								
23	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
24	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
25	水	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
26	木	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
27	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
28	土								
29	日								
30	月	非勤日	非勤日						
31	火	非勤日	非勤日						

20250120-6

2025 年 1 月 前半

氏名

出勤日数(換算)		有休取得日数	
7		0	

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	早出 残業	早朝 深夜	合計
		午前	午後	開始時刻	終了時刻				
1	水	祝休日	祝休日						
2	木	非勤日	非勤日						
3	金	非勤日	非勤日						
4	土								
5	日								
6	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
7	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
8	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
9	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
10	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
11	土								
12	日								
13	月	祝休日	祝休日						
14	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
15	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30

20250120-6

2025 年 1 月 後半

氏名 XXXXXXXXXX

出勤日数(換算)		有休取得日数	
8.5		3.5	

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	早出 残業	早朝 深夜	合計
		午前	午後	開始時刻	終了時刻				
16	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
17	金	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
18	土								
19	日								
20	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
21	火	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
22	水	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
23	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
24	金	有休	有休						
25	土								
26	日								
27	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
28	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
29	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
30	木	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
31	金	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30

20250220-4

2025 年 2 月 前半

氏名 XXXXXXXXXX

出勤日数(換算)		有休取得日数	
9		0	

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	早出 残業	早朝 深夜	合計
		午前	午後	開始時刻	終了時刻				
1	土								
2	日								
3	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
4	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
5	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
6	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
7	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
8	土								
9	日								
10	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
11	火	祝休日	祝休日						
12	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
13	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
14	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
15	土								

20250220-4

2025 年 2 月 後半

氏名



出勤日数(換算)		有休取得日数	
8		1	

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	早出 残業	早朝 深夜	合計
		午前	午後	開始時刻	終了時刻				
16	日								
17	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
18	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
19	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
20	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
21	金	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
22	土								
23	日								
24	月	祝休日	祝休日						
25	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
26	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
27	木	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
28	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
---	---								
---	---								
---	---								

20250319-1

2025 年 3 月 前半

氏名

出勤日数(換算)		有休取得日数	
7		3	

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	早出 残業	早朝 深夜	合計
		午前	午後	開始時刻	終了時刻				
1	土								
2	日								
3	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
4	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
5	水	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
6	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
7	金	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
8	土								
9	日								
10	月	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
11	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
12	水	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
13	木	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
14	金	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
15	土								

20250319-1

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 日本共産党堺市議会議員団

管理責任者 (議員名)	藤本 幸子		
事務所名	日本共産党堺市議会議員 藤本幸子事務所		
所在地	〒590-0118 堺市南区深阪南 314 TEL [REDACTED]		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所 ☒ 専用事務所 (賃貸借契約先 日本共産党堺市地区委員会)		
	他用途との兼用 ☐ 有 ⇒ ☒ 無	☐ 私的使用	
		☐ 後援会事務所	
		☐ 政党活動事務所	
		☐ 会社等 (関係団体)	
延べ面積	40 ㎡	賃借料	月額 50,000 円 (政務活動費充当額 50,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	100 %	(次のいずれかの説明方法を選択) ☐ 使用面積による 使用面積 ㎡/延べ面積 (㎡) ☐ 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・50% ☒ 水道代・・・50% ☒ ガス代・・・50% ☒ 固定電話代、インターネット接続料・・・100% ☒ その他 (事務機リース)・・・50%	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円)
		【所在地】	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考	別添事務室賃貸契約書に記載のとおり、物件の一部を政務活動費に賃借しているが、当該物件の別スペースでは政党活動を行っている。光熱水費や事務機は共用利用であるため、50%で按分している。尚、固定電話、インターネットは政務活動費専用の回線を用意しているため、按分は行っていない。		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

事務所賃貸契約書

堺市西区浜寺石津町東1-4-24

貸主(甲) 日本共産党堺地区委員会

委員長 田中浩美

堺市

借主(乙) 堺市議会議員

藤本幸子

- 第1条 甲は乙に対し後記事務所1階の一部屋を堺市政に関する調査研究を目的に賃貸し、乙はこれを借り受ける
- 第2条 賃貸借の期間は、2019年5月1日から2020年4月30日までの1年間とする。ただし、甲乙の双方どちらかの申し出がない限り、本契約は自動更新するものとする。
- 第3条 賃料は月額50,000円とし、毎月末までに支払うものとする。
- 第4条 乙は本契約上の権利を譲渡し、または本事務所を転貸してはならない。
- 第5条 乙が賃料を3ヶ月分以上滞納した時は、甲は催告を要せず本契約を解除し、本事務所の明け渡しを求めることができる。
- 第6条 上記のとおり契約が成立したので本書面2通を作成し、甲乙1通ずつ保有する。

2019年4月30日

貸主(甲) 日本共産党堺地区委員会

委員長 田中浩美

借主(乙) 堺市議会議員

藤本幸子

物件の表示

名称 日本共産党南区事務所

所在地 堺市南区深阪南314

事務所（使用）状況報告書

日本共産党堺市議会議員

会派の名称・議員氏名

乾 友美

管理責任者 (議員名)	乾 友美		
事務所名	いぬい 友美市政相談所		
所在地	〒599-8123 堺市東区北野田4-7 TEL [REDACTED]		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所	☒ 専用事務所 (賃貸借契約先 [REDACTED])	
	他用途との兼用 ☒ 有 → ☐ 無	☐ 私的使用	
		☒ 後援会事務所	
		☐ 政党活動事務所	
☐ 会社等 (関係団体)			
延べ面積	128.32 m ²	賃借料	月額 130,000 円 (政務活動費充当額 65,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	50 %	(次のいずれかの説明方法を選択) ☒ 使用面積による 使用面積 64.16 m ² /延べ面積 (m ²) ☐ 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・50 % ☒ 水道代・・・50 % ☒ ガス代・・・50 % ☒ 固定電話代・・・50 % ☐ その他 ()・・・ %	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円)
		【所在地】	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていなかったことを条件とする。		
備考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。



建物質貸借契約書

注文番号 K-13

所在地 堺市東区北野田四十七
物件 家屋一棟六才の内ニヤ
賃料 壹ヶ月金 十三万 円也

保証金

円也(無利息の約定本証をもつて預り証とする)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上、本契約を締結する

第一条

賃貸借の期間は昭和五十五年五月一日より昭和五十六年五月一日迄向う 年間とする。但し、必要があれば当事者合議の上、本契約を更新することも出来る。

第二条

賃料は毎月末日までに、乙は甲方に翌月分を持参し支払うか又は指定したる方法にて支払うこと。

第三条

建物は現状の儘、住居を目的として使用することとし、甲の承諾なくして室内の造作、模様替え又は人員の増加、賃借権の譲渡、転賃をしてはならない。明渡しの際は原形に復するか無償にて残置するものとする

第四条

甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、甲に於いては六ヶ月、乙に於いては一ヶ月前に互に通告し期間終了と同時に乙は完全に建物を甲に明渡し、立退料又はこれに類する物質的請求は絶対に行ないこと。但し、保証金は乙に返還すること。

第五条

電気、ガス、水道、衛生費等は甲乙合議の上賃料と別に支払うこと。公租公課等は甲の負担とする。但し、公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じた時は甲乙協議の上定めるものとする。

第六条

乙は故意過失を問わず建物に重大なる損害を与えたる場合は、甲に対し公正なる判断に基き損害賠償をしなければならぬ。乙が賠償を支払わない時は保証金をもつて弁済に充当する事が出来る。

第七条

乙は建物内に於て風紀衛生上、若しくは火災等危険を引起すおそれのあること、又は近隣の迷惑となるべき行為等は一切なざること。

第八条

甲の責任に基かずして乙が火災、盗難を蒙つた場合その損失は一切甲に請求せざること。

第九条

乙が本契約条項に違反し、又は賃料を一ヶ月以上滞納せる時は甲は何らの催告を要せずして、本契約を解除し乙は即時建物を明渡すものとする。

第十条

乙が無断不在が一ヶ月以上に及ぶ時は、保証金の有無にかかわらず本契約は解除され、甲は立合いのもとに隨意に室内遺留品を任意の場所に保管し、又は売却処分の上債務に充当するも異議なき事

第十一条

本物件が公共事業施行、使用禁止のため取払いの事由が発生した時本契約は解除されたものとし乙は建物を明渡し甲は保証金の返還をしなければならない。

第十二条

明渡しに際し右の保証金より 引と定め明渡し完了後に差引した残額金

を甲は乙に返還するものとする。

第十三条 特約条項

本件に関し紛争を生じたる場合は甲乙共関係の法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。
当契約は甲乙共に社会的道義を守る事を条件として締結したものであり入居後も乙又は同居者が暴力団関係者と判明した場合、又は建物を犯罪行為等に使用された場合甲は即時建物の明渡しを求め乙はこれに応じなければならない。

右契約の証として、本契約書を、通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を保有する。

昭和五十五年五月一日

貸

主(甲)

住 氏 名 所

借

主(乙)

住 氏 名 所

住 氏 名 所

取引主任者

登録番号 氏 名

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名

管理責任者 (議員名)	藤本 憲一		
事務所名	藤本 ケン 堺市議会議員事務所		
所在地	〒590-0942 堺市堺区材木町東15-16 TEL 072 (256) 4480		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所		☒ 専用事務所 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX)
	他用途との兼用 ☒ 有 ⇒ ☐ 無	☐ 私的使用	
		☐ 後援会事務所	
		☒ 政党活動事務所	
		☐ 会社等 (関係団体)	
延べ面積	23 m ²	賃借料	月額 66,000 円 (政務活動費充当額 33,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	50 %	(次のいずれかの説明方法を選択) ☐ 使用面積による 使用面積 m ² /延べ面積 (m ²) ☒ 使用時間による 月 140 時間のうち 70 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・50 % ☐ 水道代・・・ % ☐ ガス代・・・ % ☒ 固定電話代・・・50 % ☒ その他 (インターネット回線使用料)・・・50 %	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円)
		【所在地】	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

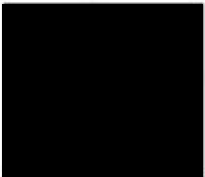
【建物賃貸借契約書】

◇ ビル：1階店舗

貸主



借主

 藤本 寛

建物賃貸借契約書

賃貸人 (以下、甲という) と
賃借人 藤本 寛 (以下、乙という)
との間で 下記の通り建物賃貸借契約 (以下、本契約という) を締結する。

第1条 (賃貸借物件表示)

甲は次に表示する物件 (以下、本物件という) を賃貸し
乙は本物件を賃借することを約す。

◇建物の表示

所在地	堺市堺区材木町東1丁1番16号
名称	<u> </u> 店舗ビル
構造	鉄骨3階建
契約部分	1階 一部
契約面積	約 7坪

第2条 (使用目的)

乙は本物件を、事務所の目的として使用する。

第3条 (賃貸借期間)

- 賃貸借期間は 西暦2023年 5 月 / 日より
西暦 2025年 4 月 30 日までの 2 年間とする。
- 賃貸借契約期間満了の3か月前までに 甲乙いずれかの特別の意志表示が無い場合
期間満了の翌日より起算してさらに 2 年間双方合意の上、継続することができる。
以後も同様とする。

第4条 (賃料)

- 賃料は月額金60,000円 (消費税別途、金6,000円) とする。
- 賃料については現行消費税が変更になればその変更消費税分を乙は甲に
支払う。
- 賃料は毎月末日までに翌月分を甲が指定する下記金融機関口座に振り込む
ことにより支払うものとする。その際の振込手数料は乙負担とする。

銀行支店名	三菱UFJ銀行	堺支店
預金種類	普通預金	
口座番号	<u> </u>	
口座名義人	<u> </u>	

- 賃料の発生は、西暦2023年 5 月 / 日からとする

第5条（賃料以外に乙が支払う金銭）

1. 乙使用の電気代、水道代
2. その他店舗運営に必要な経費等

第6条（遅延損害金）

乙が賃料その他本契約により発生した金銭債務を所定の期日までに履行市内場合は、乙は履行を遅延した期日につき年率14.5%の割合の遅延損害金を加算して甲又は甲の指定人に支払うものとする。

第7条（賃料の改定）

賃料については賃貸借期間中であっても、公租公課の増減、土地建物の価格変動施設改造、建物保全費増減、建物管理費増減、その他の負担の増減等経済変動等やむを得ない事由がある時、近隣の建物に比較して 不相当と認められた時甲及び乙は協議の上 これを改定することができる。

第8条（敷金/礼金）

1. 敷金は金 [REDACTED]、礼金は金 [REDACTED] とする。
礼金は契約締結後返還されない金員であることについて乙は承諾しています。
(甲は敷金に利息を付さない)
2. 乙が賃料、その他の諸費用の支払いを遅滞し、甲に対する損害賠償等本契約に基づく金銭債務を甲が負担した場合は、甲は敷金をもって弁済に充当できる。
3. 乙は前項の場合、その充当の通知を受けた日から7日以内に第1項の敷金額に達するまで、その不足額を補充するものとする。
4. 乙より賃貸借期間中、敷金をもって賃料その他の債務との相殺を主張することはできない。
5. 乙は敷金に関する債務を第三者に譲渡し、または債務の担保の用に供することはできない。
6. 敷金は本契約が終了し、乙が本契約に定める明け渡し、その他乙の債務を完全に履行した後1ヶ月以内に、甲から乙に返還する。

第9条（善管注意義務）

1. 乙は本物件及び建物の玄関等 その他共用部分について善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。
2. 乙自身または乙の使用人 請負人 訪問者 その他の関係者が本物件又は建物の緒造作 設備に破損・故障を生じさせた時 乙は甲に対して速やかにそのことを通知すると共に、その修繕費用を負担し、それより生じた一切の損害を賠償しなければならない。
3. 乙自身又は前項乙の関係者が他の賃貸人等建物関係者の財産 身体等に損害を与えた時も、乙はそのことを通知した上で、被害者に対して生じた一切の損害を賠償するものとし、甲に対してこれを負担させない。

第10条（禁止事項）

1. 本物件の一部又は全部を第三者に転貸し、又は名義の如何を問わず他人に使用させること。
2. 名目の如何を問わず本物件での宿泊 住居又はこれに類似の用に使用すること。
3. 乙個人又は法人であるときは、乙の代表者、役員、従業員が暴力団組織に加入すること。
4. 本物件一部又は全部を暴力団組織又はこれに類する組織の運営又はこれに類似する用に使用すること。
5. 建物内に危険物、重量物を持ち込まないこと。
6. 建物内に発火性等引火の早いものを持ち込み又は使用すること。
7. 建物内で家畜、ペット類の飼育をすること。

第11条（事前承諾事項）

乙は下記の行為については書面による申出を甲に行い甲の承諾を得た後次の行為をすることができる。

本物件内での模様替え、諸造作及び諸設備の新設 移転 増設 除去 変更
重量物 電気容量に変更を及ぼす機器の新設 移転 増設 除去 変更
電気 ガス 水道の配線 配管の新設 移転 増設 除去 変更
建物内部 周囲の看板 掲示物 広告 標識の新設 移転 増設 除去 変更

第12条（免責）

1. 震災 風水害 火災 盗難 その他甲の責に帰することができない事由
諸設備の故障により乙が負った損害について甲はその責を負わない。
2. 乙が他の賃借人と関連して負った損害に対しては 事態の如何にかかわらず甲は責任を負わない。
3. 甲が行う建物の補修改造の為その工事期間中 乙が本物件又は共用部分の一部又は全部の使用停止使用上の制約を余儀なくされても甲は責を負わない。

第13条（賃貸借契約期間内解約）

甲又は乙が本契約を賃貸借期間中に中途解約しようとする場合、3か月前までにそれぞれ相手方に対して書面をもってその事を予告しなければならない。

またその場合についても、予告期間満了日までの賃料等を予告しなければならない。但し、乙はいつでも残予告期間満了までの賃料相当額を支払うことにより本契約を終了することができる。

第14条（契約の解除）

火災により本物件が毀損し、その責が乙による場合、甲は本契約を解除する。

第15条（契約の消滅）

天災 地変その他甲の責に帰さない事由により、本物件の大部分が消滅又は破損して本契約の履行を行うのが不可能となったとき、本契約は消滅するものとし、これによって蒙った乙の損害について甲はなんらの責は負わず、乙は名目の如何を問わず甲に対して金銭その他の請求をしないものとする。

第16条（公共事業による収用等）

本物件の一部又は全部が公共事業のため買上げ、収用された場合、乙は本契約が当然終了することを承諾する。

第17条（無催告契約解除）

乙において次の各項のひとつに該当する行為又は事実があったとき、甲は催告その他なんらの手続きを要せず直ちに本契約解除することができる。

1. 賃料 消費税等その他本契約に基づき発生した諸債務の支払いを2ヶ月以上怠った場合。
2. 第2条 第9条 第10条 第11条の規定に違反する行為を行った場合。
3. 正当な理由なく 引き続き1ヶ月以上本物件を使用しない場合。
4. 本物件であろうと共用の場所であろうとかかわらず 他に迷惑となる行為
その他建物又は建物内の施設物件等に損害を及ぼすような行為をした場合。
5. 仮差押 仮処分 強制執行 破産 民事再生 会社整理 会社更生 解散
死亡等があった場合。
6. 資産 信用 事業 重大な変更を生じ本契約を継続しがたい事態となった場合
7. 乙の組織 業種等の変更 合併を行い この実体に変動をきたしたと甲において
認めた場合。
8. その他本契約及び本契約に付随して締結した契約の各条項のひとつに違反した
場合。

第18条（損害賠償）

乙が本契約各条項のひとつに違反し、甲に損害を与えた場合には、乙は甲の蒙った損害を賠償するものとする。

第19条（本物件の原状回復と明渡し）

1. 本契約が終了するとき、乙は本契約が終了の日までに次の各号の工事を完了し、本物件を本契約引渡し時の原状に回復し、甲に明け渡さなければならない。
 - (1) 乙所有物件の収去
 - (2) 乙が本物件に設置した造作、間仕切り、その他の設備の撤去
2. 乙が本契約終了日までに第1項の原状回復を行わない場合、甲が行い乙はその費用を負担する。
3. 乙の残置した物件については、甲はこれを任意に処分することができる。
この場合乙は異議を唱えないとともに、その処分に要した費用は乙が負担するものとする。

第20条（承諾文書）

甲乙共に承諾を要する事項は後日トラブルを避けるため、全て文書によるものとする。

第21条（本物件への立ち入り）

甲又はその使用人は建物の保全、管理、衛生、防犯防火、救援その他建物の管理上必要ある場合には、事前に通知した上で本物件に立ち入り必要な措置を講じることができる。但し緊急の場合はこの限りではなく事後に連絡するものとする。

第22条（諸変更の届出）

甲は乙が次の事項を変更したと時は、直ちに相手に対し、書面をもって届出するものとする。

商号又は屋号、所在地又は住所、代表者、印鑑証明の印 等。

第23条（合意管轄）

甲又は乙が本契約から生じる紛争につき訴訟を行う場合、物件所在地の裁判所（大阪地方裁判所堺支部）を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第24条（特約事項）

乙はポスター等の広告物を貼る場合、店舗のガラス面などとして 建物の壁面等は貼付しないものとする。

第25条（電気料金支払方法）

乙の使用電気料金は、毎月末日、甲の検針により請求書発行するものとし、乙は甲に支払ものとする。

上記の本契約の証明として本契約書2通を作成し 甲乙双方が
1通ずつ保有するものとする。

西暦 2023年 5 月 / 日

賃貸人

住 所

堺市

氏 名

連絡先

賃借人

住 所

堺市

氏 名

藤本 寛

連絡先

店舗管理者

住 所

堺市堺区横屋町東2丁2番20号

氏 名

株式会社 真 我 毛
代表取締役 近野 直男

連絡先

TEL 072-222-7073

賃貸人代理人

住 所

堺市

氏 名

連絡先

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

管理責任者 (議員名)	森田 晃一		
事務所名	森田 晃一市政事務所		
所在地	〒593-8325 大阪府堺市西区鳳南町5丁517-112 TEL 072 (289) 7997		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所	☒ 専用事務所 (賃貸借契約先 ヨークハウジング)	
	他用途との兼用 ☒ 有 ⇒ ☐ 無	☐ 私的使用	
		☐ 後援会事務所	
		☒ 政党活動事務所 日本共産党 堺西区委員会	
☐ 会社等 (関係団体)			
延べ面積	84.98 m ²	賃借料	月額 80,000 円 (政務活動費充当額 32,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	40 %	(次のいずれかの説明方法を選択) ※備考欄に記載 ☐ 使用面積による 使用面積 m ² /延べ面積 (m ²) ☐ 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・40% ☒ 水道代・・・40% ☒ ガス代・・・40% ☒ 固定電話代・・・100% ☐ その他 (コピー機代 トナー代)・・・40%	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円)
		【所在地】	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () (例外) ☐ 生計を一にする親族 (続柄: 雇用理由:)		
備考	政務活動事務所として使用する割合は、 $37.31\text{m}^2/84.98\text{m}^2=43\%$ となりますが、按分割合は40%を適用。 固定電話代は、森田晃一市政事務所専用に契約しているため100%。		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建 物 賃 貸 借 契 約 書

この契約書では選択肢の該当項目を口内の×印で示しています。

1. 建物の表示

物件の名称	田口店舗	号棟	号室・ ☒ 一戸建
住居表示	堺市西区鳳南町5丁517番112号		
所在地	家屋番号		
種 類	☒ 居宅・ ☐ 共同住宅・ ☐ 店舗・ ☐ 事務所・ ☐ 倉庫・ ☐ 車庫・ ☐ 寄宿舍・ ☐ 工場 ()		
構 造	☒ 木造・ ☐ 軽量鉄骨造・ ☐ 鉄骨造・ ☐ 鉄筋コンクリート造・ ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 () ☒ 瓦葺・ ☐ スレート葺・ ☐ 亜鉛メッキ鋼板葺 ☐ 陸屋根・ ☐ ()		
床面積	1階 47.67㎡ 階 ㎡	2階 37.31㎡ 階 ㎡	合 計 84.98㎡ (延床面積)
付属施設	☐ 無・ ☐ 車庫・ ☐ 物置・ <input 181="" 332="" 346"="" 89="" checked="" data-label="Section-Header" type="checkbox/>(増築あり)</input></td> </tr> </table> </div> <div data-bbox="/> 2. 契約内容		

使用目的	☐ 居住用に限る・ ☐ 社宅に限る ☒ 事業用に限る(業種/西区の日本共産党の事務所)・ <input 3"="" type="checkbox/>()</input></td> </tr> <tr> <td>入居人員</td> <td colspan="/> ☐ 別添の入居申込書に記載の人員 名に限る・ ☒ 入居者一代限りの特約(☐ 有・ ☒ 無)		
引き渡し日	☒ 契約始期に同じ・ ☒ 平成24年6月1日		
契約期間	始期 平成27年8月1日 終期 平成29年7月31日	2年 ヶ月間	更 新 ☒ 可(2年間) 更新料 ☐ 有(円) ☒ 無
解約時の敷金等の返還期限	☒ 第6条4項の確認後30日以内・平成 年 月 日		

3. 賃料・管理費及び敷金などに関する事項

項 目	金 額	内、消費税	項 目	金 額	内、消費税
賃料/月額	80,000円	円	敷 引		円
管理費/月額	円	円	(解約引)		円
敷 金	円	円	駐車場/月額	円	円
礼 金	円	円		円	円
権利金	円	円		円	円
保証金		円		円	円

4. 賃料・管理費等の支払い方法

☒	口座振込	借主は、毎月末日までに(☐ 当月分・ ☒ 翌月分)を次の金融機関に振込み、貸主又は貸主の指定する者に支払うものとします。この場合、貸主又は貸主の指定する者から、借主宛領収書の発行は不要とし、この振込に要する費用は(☐ 貸主・ ☒ 借主)の負担とします。				
		振込口座	銀行名	三井住友銀行	鳳支店	種類
		名義人	フリガナ カブシキカイシャ ヨーク ｸﾞﾙﾌ 株式会社 ヨーク 田川	口座番号		
☐	借主持参払い	借主は、毎月 日までに(☐ 当月分・ ☐ 翌月分)を、貸主又は貸主の指定する者に直接持参して支払うものとします。				

5. 賃料・管理費等の清算方法

☒	契約期間の始期に属する月の賃貸借日数が1ヶ月未満の場合、その月の賃料等は日割計算とします。一方終期に属する月は月割計算とし、賃料等の清算は行わないものとします。
☐	契約期間の始期に属する月の賃貸借日数が1ヶ月未満の場合、その月の賃料等は日割計算とします。又終期に属する月も日割計算とし、賃料等の清算を行うものとします。

備考

本物件の管理人は㈱ヨーク(電話072-273-0111)とします。

[特 約]

- ①賃貸物件内の空調設備・照明器具について、貸主は性能保証をしません。修理等の費用は借主の負担とします。
 ②本契約は上田 規美子より森田 晃一へ名義変更によるものであり、保証金については乙はこれを引き継ぐものとします。
 ③鍵等預り証については前契約書を引き継ぐものとします。

貸主 [] (以下「甲」という)と借主森田 晃一(以下「乙」という)は表記1記載の建物(以下「本物件」という)の賃貸借に関し、次の通り契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ各自その一通を保有する。

平成 27 年 7 月 26 日

貸 主(甲)

住 所 寝屋川市 []

氏 名 []

借 主(乙)

住 所 堺市 []

氏 名 森田 晃一

緊急連絡先

住 所 堺市 []

氏 名 []

電話番号 []

媒介業者

免許番号 大阪府知事(7)第29726号
 事務所所在地 堺市西区鳳東町2丁212番地
 商号(名称) ヨークハウジング
 代表者氏名 田川 憲三
 電話番号 072-273-0111
 主任者登録番号 (大阪)第088486号
 取引主任者氏名 石井 直美

媒介業者

免許番号
 事務所所在地
 商号(名称)
 代表者氏名
 電話番号
 主任者登録番号
 取引主任者氏名

印

印

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 日本共産党堺市議会議員団

管理責任者 (議員名)	林原 徹		
事務所名	市議会議員 林原 徹 事務所		
所在地	〒 591 - 8037 大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町5丁386-1 TEL [REDACTED]		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所		☒ 専用事務所（賃貸借契約先 [REDACTED]
	他用途との兼用 ☒ 有 ⇒ ☐ 無	☐ 私的使用	
		☐ 後援会事務所	
		☒ 政党活動事務所	
		☐ 会社等（関係団体）	
延べ面積	55 m ²	賃借料	月額 60,000 円 (政務活動費充当額 30,000円)
政務活動事務所 として使用する 割合	50%	(次のいずれかの説明方法を選択) ※備考欄に記載 ☐ 使用面積による 使用面積 m ² /延べ面積 (m ²) ☒ 使用時間による 月 60 時間のうち 30 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・ 50% ☒ 水道代・・・ 50% ☒ ガス代・・・ 50% ☒ 固定電話代・インターネット接続料・・・ 50% ☒ その他（コピー機・印刷機リース代他）50%	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円)
		【所在地】	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物賃貸借契約書

賃貸人

と賃借人

林原 徹

との間に、次のと

おり建物賃貸借契約を締結します。

第一条 賃貸人はその所有する次に表示の建物を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

建物の所在場所 堺市北区百舌鳥赤畑町五丁目三八六一

造 葺 建 棟

床面積 階 平方メートル

第二条 賃貸借の期間は二〇二三年 五月 一日から二〇二七年 四月

三十日までの 四年間とします。

六万

円也とし、賃借人は毎月

未 日までに 翌

月分を

賃料は専か月金 賃貸人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の家賃との比較等により不相当となったときは、賃貸人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることが出来るものとします。

賃貸人は敷金として金 円也を賃借人から申し受けるものとします。

賃借人は、本件建物を 賃貸人は、次の場合には、事前に賃貸人の書面による承諾を受けなければなりません。

一、建物の模様替えまたは造作その他の工作をするとき。

二、賃借権の譲渡もしくは転貸またはこれらに準ずる行為をするとき。

賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することが出来るものとします。

一、式か月分以上賃料の支払いを怠ったとき。

二、賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。

三、長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき。

四、前条の規定に違反し、その他本契約に違反したとき。

建物の部分的な小修繕は、賃借人が費用を負担してみずから行なうものとします。

賃借人（その家族、使用人を含む）の責に帰すべき事由によって建物を破損または滅失したときは、

賃借人はその損害を賠償するものとします。

賃貸人は建物に関する公租公課を負担し、賃借人は電気、水道、ガス等の使用料を負担します。

敷金には利息をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠ったとき、または第九条の損害賠償金額を支払わなかったときは、賃貸人は敷金をもってその弁済に充当することが出来るものとします。

賃貸人は、賃貸借契約が終了し、賃借人から建物の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料または第九条の損害賠償金額があるときはこれを差し引いてその残額を返還するものとします。

賃借人は、本件建物の明渡しに際し、自己の所有または保管する物件を全部取去し、もし賃貸人の承諾なしに造作加工したものがあればすべてこれを原状に復したうえで、賃貸人の立会を求め、本件建物の引渡しをするものとします。

連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。

本契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

(特約事項)

第十六条

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書 二通を作成し、各自署名押印のうえ、各壹通を所持します。

二〇二三年 五月 日

賃貸人 現住所 堺市

氏 名

賃貸人 現住所 堺市

氏 名

林原 徹

連帯保証人 現住所 堺市

氏 名

★お客様がお申込みになる会社名
貸與人(乙)
シャープファイナンス株式会社
〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13

ヤチョコアシテム 専用 SFCリースお申込みの内容

お取扱店様に、このページをお客様へお渡しください No1108 (13.04改)

1. 新規 2. 機種変更 3. 増設	① 申 込 書(お客様用)
機種変更の場合 旧契約番号	申込年月日 20

お申込みの際は、2枚目裏面裏面の同意書欄に必要事項を記入し、捺印を必ずお
付けください。また、捺印された上でお申込み書および保証人予定者ご本人が
捺印してください。

ご記入後、お申込者本人様が必ずこのページをお受取りになり、大切に保管ください

所在地・社名・代表者名	法人 公的機関	区分	代表者
〒590-0103 堺市南区深阪南 314-1 法人 公的機関 代表者名 フリガナ サカイ シンジロ 英一 氏 堺市議会議員 藤本 幸子	個人	個人	個人
お名前	お名前	お名前	お名前
大阪府 堺市	大阪府 堺市	大阪府 堺市	大阪府 堺市
お名前	お名前	お名前	お名前
大阪府 堺市	大阪府 堺市	大阪府 堺市	大阪府 堺市

お名前	お名前	お名前	お名前
大阪府 堺市	大阪府 堺市	大阪府 堺市	大阪府 堺市
お名前	お名前	お名前	お名前
大阪府 堺市	大阪府 堺市	大阪府 堺市	大阪府 堺市

お名前	お名前	お名前	お名前
大阪府 堺市	大阪府 堺市	大阪府 堺市	大阪府 堺市
お名前	お名前	お名前	お名前
大阪府 堺市	大阪府 堺市	大阪府 堺市	大阪府 堺市

ゆうちょ銀行以外の金融機関	ゆうちょ銀行
三菱 UFJ 信用金庫 中もあ	シャープファイナンス株式会社
166 34	
1 0	
口座	
名義人	

商品名	メーカー名	機種名	台数
1 カ-複合機	コニカミルタ	C258	1
2			
3			
4			
5			
6			

物件設置場所	(賃貸人住所と異なる場合) 設置場所 設置場所 設置場所
--------	------------------------------

リース開始 予定日	20	リース期間	60ヶ月
リース開始日・リース期間は後日送付致します 「リース料が支払明細書にてご送付申し上げます。 口座振替の場合、必ずお支払日の3日前ま でにご利用の現金口座にご入金願います。送込 の場合、振込手数料はお客様ご負担となります。			

毎月のお支払日	3日	支払日	20
支払日	20	支払日	20
支払日	20	支払日	20
支払日	20	支払日	20

保守料代理受領明細	保守料	保守料	保守料
保守料	保守料	保守料	保守料
保守料	保守料	保守料	保守料
保守料	保守料	保守料	保守料

保守会社	保守会社	保守会社	保守会社
保守会社	保守会社	保守会社	保守会社
保守会社	保守会社	保守会社	保守会社
保守会社	保守会社	保守会社	保守会社

取扱店 (商品についてのお問い合わせ先)	ヤチョコアシテム 株式会社
本社	〒530-0043 大阪市北区天満3丁目7番4号
TEL	(06) 6356-8484 FAX (06) 6356-8400
営業所	〒590-0013 堺市南区京雲西町1丁目8番8号 C-7ビル
TEL	(072) 341-8484 FAX (072) 223-8353
No.	
担当者	

590-0103

大阪府堺市南区深阪南314-1

藤本幸子事務所 御中

(6301K1576940) 01577-01577

(お問い合わせ窓口)

541-0052

大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター

0570-003338

[営業時間 9時～17時30分(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月	3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2019年10月25日			お問い合わせ番号 6301K1576940
商品名	デジタルカラーフコウキ ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。			
リース期間	2019年10月25日から 2024年10月24日まで (60ヵ月)			
お支払合計額	475,200円		内消費税額	43,200円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、
口座番号は表示しておりません。

三菱UFJ銀行 中もず 支店 口座番号*****

預金種別 普通 口座名義人

お取扱店

ヤチヨコシステム株式会社 南営業所

TEL 072-341-8484

支払明細

作成日 2021年 9月 16日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払 回数	お支払 年・月	お支払金額	内 消費税額	お支払後の 残高
1	1912	7920	720	467280
2	201	7920	720	459360
3	202	7920	720	451440
4	203	7920	720	443520
5	204	7920	720	435600
6	205	7920	720	427680
7	206	7920	720	419760
8	207	7920	720	411840
9	208	7920	720	403920
10	209	7920	720	396000
11	210	7920	720	388080
12	211	7920	720	380160
13	212	7920	720	372240
14	213	7920	720	364320
15	214	7920	720	356400
16	215	7920	720	348480
17	216	7920	720	340560
18	217	7920	720	332640
19	218	7920	720	324720
20	219	7920	720	316800
21	220	7920	720	308880
22	221	7920	720	300960
23	222	7920	720	293040
24	223	7920	720	285120
25	224	7920	720	277200
26	225	7920	720	269280
27	226	7920	720	261360
28	227	7920	720	253440
29	228	7920	720	245520
30	229	7920	720	237600
31	230	7920	720	229680
32	231	7920	720	221760
33	232	7920	720	213840
34	233	7920	720	205920
35	234	7920	720	198000
36	235	7920	720	190080
37	236	7920	720	182160
38	237	7920	720	174240
39	238	7920	720	166320
40	239	7920	720	158400
41	240	7920	720	150480
42	241	7920	720	142560
43	242	7920	720	134640
44	243	7920	720	126720
45	244	7920	720	118800
46	245	7920	720	110880
47	246	7920	720	102960
48	247	7920	720	95040

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

<営業担当窓口> 大阪第二支店
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

1577

XB01

★お客様がお申込みになる会社名
貸與人(乙) シャープファイナンス(株)
〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13
[リースについてのお問合せ窓口] 事務センター TEL 0570-003338

シャープリースお申込みの内容(控)

お申込の際は、2枚目承諾書裏面の同意条項ならびに裏面の契約約款をよくお読みいただき、十分納得された上でお申込者および連帯保証人予定者ご本人様が自署捺印してください。

申込書 No.1125 (19.12改)

1. 新規	2. 機種変更	3. 増設	① 申込書 控(お客様用)
機種変更の場合、旧契約番号			申込年月日 20
左記契約番号のリース物件をグレードアップ解約し、その解約金を新たな契約として承けています。			

リース申込者(甲)

所在地・社名・代表者名	住所 フリガナ サカイギガインモズマカビル4F 〒541-8037 大阪市北区百舌島赤坂5丁目3番6-1	FAX	
区分	法人 公的機関 個人事業主(男・女)	E-mail	
代表者	日本共産党 堺市議会議員 林原 徹 役職名 代表者名 フリガナ サカイギガイン モズマカビル 堺市議会議員 林原 徹	2・3・4枚目に押印してください。	担当窓口 担当者
個人事業主の場合追加	自己住所 住居 有・無 同居の家族 人 年収 万円	持ち家 有・無 同居の家族 人 年収 万円	

連帯保証人予定者

お名前	フリガナ	2・3枚目に押印してください。	お勤め先 名称・所属・役職
ご住所	〒 市 区 町 丁目 番 号	ご自宅	〒 市 区 町 丁目 番 号
性別	男・女(法人)	生年月日	お申込者との関係
配偶者	有 無	居住年数	勤 続 年 数
1. 自己所有 2. 家族所有 3. 社宅・官舎			
4. 借家 5. 賃貸マンション			
6. 公営・公営 7. アパート			

お支払口座

ゆうちょ銀行以外の金融機関	ゆうちょ銀行
銀行・信用金庫 信用組合・農協	シャープファイナンス株式会社
本店 支店	種目コード 166 欄別コード 34
預金種別 口座番号	通帳記号 通帳番号(右ツメ記入)
1. 普通(総合口座) 2. 当座	1 0
名義人(金融機関お届け名義通りにご記入ください。)	フリガナ
名義人	メイギニン
役職名※	ヤクショクメイ
代表者名※	ダイヒョウシャメイ

商品名	メーカー名	機種名	台数
1 印刷機	RISO	SF635II	1
2			
3			
4			
5			
6			

物件設置場所 (賃借人住所と異なる場合) 賃貸先名称 郵便番号 住所 法人番号を記入してください。

リース期間	リース開始日から 60 ヶ月	リース料	13000 円
リース開始予定日	20 年 月 日	消費税等	1300 円
		合 計	14300 円

※小数点第一位を切り捨てた整数が消費税等となります。

リース料	第1回目 20 年 月	支 払 日	毎月3()日	支払方法	口座振替・銀行振込
支 払 月	第2回目 20 年 月	支払口座	「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」にて指定の口座		
	最 終 回 20 年 月				

再リース料(年額) 月額リース料に2を乗じた額と同額 ※再リース料は再リース開始時のお支払となり、所定の消費税等は付加されます。(リース満了日の翌日から再リース開始となります)

月 額	保守料	円	代理受領	第1回目 20 年 月
保 守 料	消費税等	円	期 間	最 終 回 20 年 月
合 計		円	保守料総額(税込)	

特約条項

保守会社 (保守についてのお問合せ先)	取扱店 (商品についてのお問合せ先)
	(株) 阪南ビジュアルマシン

※金融機関休業日の場合は翌営業日の引落となります。(口座振替)
※リース契約日・リース期間・保守料等は後日送付致します「リース料お支払い明細書」にてご通知申し上げます。振込みの場合、振込手数料はお客様ご負担となります。

No.	担当者
-----	-----

※法人様名義の口座の場合、ご記入ください。ゆうちょ銀行を除く。

4枚目に金融機関お届け印を押印してください。

591-8037

大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町5丁386-1

日本共産党 堺市議会議員

林原徹 御中

(6301K1770337) 00793-00793

(お問い合わせ窓口)

541-0052

大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター

0570-003338

[営業時間 10時~17時(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2023年 8月 8日	お問い合わせ番号	6301K1770337
商品名	ｼﾞﾑﾖｳｲﾝｻﾂｷ ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	2023年 8月 8日から 2028年 8月 7日まで (60ヵ月)		
お支払合計額	858,000円	内消費税額	78,000円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、
口座番号は表示しておりません。

三菱UFJ銀行 中もず 支店 口座番号****

預金種別 普通 口座名義人 ハヤシハラ トオル

お取扱店 (株) 阪南ビジネスマシン 本社

TEL 0722-77-0855

お支払明細

作成日 2023年 8月 16日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払 回数	お支払 年・月	お支払金額	内 消費税額	お支払後の 残高	お支払 回数	お支払 年・月	お支払金額	内 消費税額	お支払後の 残高
1	23 9	14300円	1300円	843700円	49	27 9	14300円	1300円	1573000円
2	23 10	14300円	1300円	829400円	50	27 10	14300円	1300円	1430000円
3	23 11	14300円	1300円	815100円	51	27 11	14300円	1300円	1287000円
4	23 12	14300円	1300円	800800円	52	27 12	14300円	1300円	1144000円
5	24 1	14300円	1300円	786500円	53	28 1	14300円	1300円	1001000円
6	24 2	14300円	1300円	772200円	54	28 2	14300円	1300円	858000円
7	24 3	14300円	1300円	757900円	55	28 3	14300円	1300円	715000円
8	24 4	14300円	1300円	743600円	56	28 4	14300円	1300円	572000円
9	24 5	14300円	1300円	729300円	57	28 5	14300円	1300円	429000円
10	24 6	14300円	1300円	715000円	58	28 6	14300円	1300円	286000円
11	24 7	14300円	1300円	700700円	59	28 7	14300円	1300円	143000円
12	24 8	14300円	1300円	686400円	60	28 8	14300円	1300円	0円
13	24 9	14300円	1300円	672100円					
14	24 10	14300円	1300円	657800円					
15	24 11	14300円	1300円	643500円					
16	24 12	14300円	1300円	629200円					
17	25 1	14300円	1300円	614900円					
18	25 2	14300円	1300円	600600円					
19	25 3	14300円	1300円	586300円					
20	25 4	14300円	1300円	572000円					
21	25 5	14300円	1300円	557700円					
22	25 6	14300円	1300円	543400円					
23	25 7	14300円	1300円	529100円					
24	25 8	14300円	1300円	514800円					
25	25 9	14300円	1300円	500500円					
26	25 10	14300円	1300円	486200円					
27	25 11	14300円	1300円	471900円					
28	25 12	14300円	1300円	457600円					
29	26 1	14300円	1300円	443300円					
30	26 2	14300円	1300円	429000円					
31	26 3	14300円	1300円	414700円					
32	26 4	14300円	1300円	400400円					
33	26 5	14300円	1300円	386100円					
34	26 6	14300円	1300円	371800円					
35	26 7	14300円	1300円	357500円					
36	26 8	14300円	1300円	343200円					
37	26 9	14300円	1300円	328900円					
38	26 10	14300円	1300円	314600円					
39	26 11	14300円	1300円	300300円					
40	26 12	14300円	1300円	286000円					
41	27 1	14300円	1300円	271700円					
42	27 2	14300円	1300円	257400円					
43	27 3	14300円	1300円	243100円					
44	27 4	14300円	1300円	228800円					
45	27 5	14300円	1300円	214500円					
46	27 6	14300円	1300円	200200円					
47	27 7	14300円	1300円	185900円					
48	27 8	14300円	1300円	171600円					

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

＜営業担当窓口＞ 大阪第一支店
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

793 X B013

地位承継契約書

(賃貸人) シャープファイナンス株式会社 御中

作成日 2023 年 6 月 日

第1条 (原契約の確認)

地位譲渡人(以下「甲」という)及び地位譲受人(以下「乙」という)は、賃貸人に対し、賃貸人と甲との間で締結した「別表1」記載の契約(以下「原契約」という)に基づき甲が賃貸人に対し負担する債務(以下「本債務」という)が「別表2」のとおりであることを確認します。

第2条 (原契約上の地位承継)

甲は、「別表3」に記載された日をもって、乙に対し、原契約上の地位を移転し、乙は、原契約に定めた各条項及び原契約に付属する契約を承認のうえでこれを承継するとともに、「別表4」に記載された原契約対象物件(プログラムプロダクト含む。以下「物件」という)を受領したことをあわせて確認します。

第3条 (原契約者の債務)

甲は「別表3」に記載された日をもって、本債務の履行を免がれます。ただし、「別表5」に記載された非承継債務については、甲が賃貸人に対し履行するものとします。

第4条 (支払方法)

乙は、原契約に基づく金額を「別表6」に記載された方法により賃貸人に支払うものとします。

第5条 (物件設置場所)

- 賃貸人は、乙に対し、乙が物件を「別表7」に記載された場所で使用することを承諾します。
- 乙が物件を「別表7」に記載された場所で使用するために運搬・据付・調整等が必要な場合は、甲及び乙の費用と責任の下で行うものとします。

第6条 (連帯保証)

- 連帯保証人は、この契約に基づく乙の賃貸人に対する次の各号に掲げる支払債務(以下「主たる債務」という)を保証し、乙と連帯して、債務履行の責任を負います。
 - 別表2記載の債務残高、
 - 原契約に規定する遅延損害金
- 賃貸人が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、乙及び他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。
- 連帯保証人が保証債務を履行した場合、連帯保証人は、原契約に基づく取引が終了し、かつ、主たる債務がすべて弁済されるまで、書面による賃貸人の事前の承諾がなければ賃貸人の権利に代位しません。
- 連帯保証人は、賃貸人がその都合によって他の保証または担保を変更もしくは解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしません。
- 乙は、賃貸人が連帯保証人に対して、乙の賃貸人に対する債務の履行状況を開示することをあらかじめ承諾します。
- 連帯保証人が法人の場合、第1項に基づき保証するに際し、法律上必要な社内手続を実施していることを賃貸人に対して表明及び保証します。
- 連帯保証人が法人でない場合、以下の規定が適用されるものとします。
 - 乙は、以下の情報をすべて、法人ではない連帯保証人に提供済であること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ、不足がないことを賃貸人に対して表明及び保証します。
 - 財産及び収支の状況
 - 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
 - 法人ではない連帯保証人は、乙から前号の情報すべての提供を受けたことを、賃貸人に対して表明及び保証します。

第7条 (その他)

- 本契約で定める事項以外の事項はすべて原契約によるものとします。
- 甲が保有する原契約等の関係書類は、甲及び乙の間で引継ぎを行い、以後乙がこれを保管するものとします。
- 乙及び連帯保証人(以下あわせて「契約当事者」という)は、裏面記載の「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意事項」並びに「反社会的勢力排除事項」を確認・承諾します。

上記を証するため、本書1通を作成し、当事者記名押印の上、賃貸人に差し入れます。

地位譲渡人(甲)	
所在地	〒581-8037 大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町5丁386-1
商号	日本共産党 堺市議会議員石本京子
代表者	石本京子
電話番号	072-247-8963
地位譲受人(乙)	
所在地	〒591-8037 大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町5丁386-1
商号	日本共産党 堺市議会議員 林原徹
代表者	林原 徹
電話番号	072-247-8963
連帯保証人	
自宅住所	
氏名	(ご署名)
電話番号	生年月日
連帯保証人	
自宅住所	
氏名	(ご署名)
電話番号	生年月日

【別表】

1	原契約	契約番号	
		契約種類	2021年06月15日 リース 契約
		契約期間	2021年06月15日 ~ 2026年06月14日
		月額リース料(税込)	12,650 円
		保守料代理受領	保守料受領期間は上記契約期間通り
		月額保守料	円
2	債務残高(2023年05月30日時点)	442,750 円	左記金額 支払期間 2023年08月03日 ~ 2026年06月03日
3	継承日	年 月 日	
4	主な物件内容 (詳細は原契約に基づく)	デジタルカラーフクゴウキ TASKALFA2470CI キョウセツドキコメントソリュ	1
5	非承継債務	支払日 金額	年 月 日から 年 月 日
6	支払方法等 ※保守料含む	支払方法 口座振替 または 銀行振込 その他() 初回支払日 年 月 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)	
7	物件設置場所	毎月の支払日 毎月 3日 に限り(金融機関休業日は翌営業日)	

※設置場所は「動産保険」加入に必須事項です必ず物件設置住所を記入をお願いします

二重課税付保の為物件設置場所確認です
・移動なし「移動なし」と記入ください
・移動あり「設置住所」と記入ください

591-8037

大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町5丁386-1

日本共産党 堺市議会議員

林原 徹 御中

(6301K1662963) 00791-00791

(お問い合わせ窓口)

541-0052

大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター

0570-003338

[営業時間 10時~17時(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月	3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2021年	6月15日	お問い合わせ番号	6301K1662963
商品名	デジタルカラーフクロウキ ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。			
リース期間	2021年	6月15日から		
	2026年	6月14日まで	(60ヵ月)	
お支払合計額	759,000円	内消費税額	69,000円	

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、
口座番号は表示していません。

三菱UFJ銀行	中もず	支店	口座番号*****
預金種別	普通	口座名義人	ハヤシハラ トオル

お取扱店 (株) 阪南ビジネスマシソン 本社
TEL 0722-77-0855

お支払明細

作成日 2023年 8月 16日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払 回数	お支払 年・月	お支払金額	お支払後の 残高	お支払 回数	お支払 年・月	お支払金額	お支払後の 残高
1	21 8	25,300円	733,700円	49	25 8	12,650円	12,650円
2	21 9	12,650円	721,050円	50	25 9	12,650円	11,385円
3	21 10	12,650円	708,400円	51	25 10	12,650円	10,120円
4	21 11	12,650円	695,750円	52	25 11	12,650円	8,855円
5	21 12	12,650円	683,100円	53	25 12	12,650円	7,590円
6	22 1	12,650円	670,450円	54	26 1	12,650円	6,325円
7	22 2	12,650円	657,800円	55	26 2	12,650円	5,060円
8	22 3	12,650円	645,150円	56	26 3	12,650円	3,795円
9	22 4	12,650円	632,500円	57	26 4	12,650円	2,530円
10	22 5	12,650円	619,850円	58	26 5	12,650円	1,265円
11	22 6	12,650円	607,200円	59	26 6	12,650円	0円
12	22 7	12,650円	594,550円				
13	22 8	12,650円	581,900円				
14	22 9	12,650円	569,250円				
15	22 10	12,650円	556,600円				
16	22 11	12,650円	543,950円				
17	22 12	12,650円	531,300円				
18	23 1	12,650円	518,650円				
19	23 2	12,650円	506,000円				
20	23 3	12,650円	493,350円				
21	23 4	12,650円	480,700円				
22	23 5	12,650円	468,050円				
23	23 6	12,650円	455,400円				
24	23 7	12,650円	442,750円				
25	23 8	12,650円	430,100円				
26	23 9	12,650円	417,450円				
27	23 10	12,650円	404,800円				
28	23 11	12,650円	392,150円				
29	23 12	12,650円	379,500円				
30	24 1	12,650円	366,850円				
31	24 2	12,650円	354,200円				
32	24 3	12,650円	341,550円				
33	24 4	12,650円	328,900円				
34	24 5	12,650円	316,250円				
35	24 6	12,650円	303,600円				
36	24 7	12,650円	290,950円				
37	24 8	12,650円	278,300円				
38	24 9	12,650円	265,650円				
39	24 10	12,650円	253,000円				
40	24 11	12,650円	240,350円				
41	24 12	12,650円	227,700円				
42	25 1	12,650円	215,050円				
43	25 2	12,650円	202,400円				
44	25 3	12,650円	189,750円				
45	25 4	12,650円	177,100円				
46	25 5	12,650円	164,450円				
47	25 6	12,650円	151,800円				
48	25 7	12,650円	139,150円				

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

<営業担当窓口> 大阪第一支店
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

791 XE013

注 文 書

富士フイルムビジネスソリューションジャパン株式会社 (乙)御中

注文書番号

2260530558001

発行日

2022年6月1日

本契約条項にもとづき以下のとおり注文いたしますので、ご承諾の場合には折り返し請書をご提出ください。

発注者(甲)

所在地 堺市堺区南瓦町3-1 堺市役所内

社名 日本共産党堺市議会議員団

役職名 会派代表・団長

氏名

契約条項

乙は、甲のシステムの障害切り分け、復旧支援、運用支援、設計・構築・導入支援、設置・キッティング・移設支援および保守、ならびにネットワーク経由で提供されるサービス等に関する事項のうち契約明細で特定するサービスを以下のとおり提供します。

第1条(定義)

本契約において、次の用語を以下のとおり定義するものとします。

- (1) 「本サービス」とは、第2号で定める「条件書」および第3号で定める「契約明細」で特定される乙が甲に提供する役務を意味します。
- (2) 「条件書」とは、乙が甲に提供するサービスの内容、提供条件等を記載した本契約に添付される書面を意味します。
- (3) 「契約明細」とは、「本サービス」の契約内容を記載した本契約に添付される書面を意味します。
- (4) 「サービス料金」とは、甲が乙に支払う「本サービス」の対価であり、「契約明細」に記載の金額を意味します。
- (5) 「設置場所」とは、「本サービス」の対象となる機器等の日本国内における使用場所を意味します。

第2条(条件書の適用)

1. 本契約にもとづき、乙が甲に提供するサービスの内容、提供の条件、付帯作業、甲乙の同意事項および免責事項等は、サービス毎に「条件書」で定めるものとします。
2. 本契約と「条件書」が矛盾・抵触する場合、「条件書」の規定が優先的に適用されるものとします。

第3条(契約期間および解約条件)

1. 「本サービス」の契約期間は「契約明細」に記載のとおりとします。ただし、当該契約期間満了の2カ月前までに甲乙いずれからも書面により本契約を終了させる意思表示がない場合、更に1年間更新するものとし、以後の更新も同様とします。
2. 甲および乙は、前項で定める契約期間中といえども、相手方に対して2カ月前までに書面で意思表示することにより本契約の全部または一部を解約することができるものとします。
3. 「本サービス」のすべてが解約された場合、本契約は終了するものとします。

第4条(サービス料金の計算)

1. 「本サービス」の「サービス料金」は、「契約明細」に記載の契約開始日から計算します。
2. 本契約期間中において端数日数が生じた場合、その日数に応じて「サービス料金」は日割計算した額とします。
3. 前項の算出にあたり、円未満は切り捨てするものとします。
4. 「サービス料金」の支払時期は、契約明細に記載のとおりとします。

第5条(料金改定)

本契約締結後の著しい経済変動、その他「本サービス」の提供コストが大幅に上昇する事由が生じた場合、乙は、2カ月前までに書面で甲に通知することにより「サービス料金」を改定することができるものとします。ただし、料金改定が甲に不利とならない場合、乙は、料金改定日の前日までに書面で甲に通知することにより当該料金を改定することができるものとします。

第6条(料金等の支払)

1. 甲は、「サービス料金」ならびに消費税および地方消費税相当額(以下総称して「料金等」という。)を乙からの請求書受領後15日以内に、全額現金

で乙に支払うものとします。

2. 甲が「料金等」の支払を遅延した場合、甲は年利12%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとします。

第7条(設置場所の変更)

甲が「契約明細」に記載の「設置場所」を変更しようとする場合、事前に乙に通知し、乙の承諾を得るものとします。

第8条(再委託)

乙は、「本サービス」の全部または一部を乙の指定する者に再委託できるものとします。ただし、再委託により、乙は、本契約にもとづく甲に対する責任を免れないものとします。

第9条(機密保持)

1. 甲および乙は、本契約にもとづき知り得た情報のうち相手方が機密として指定した情報および本サービスにもとづき甲が乙の管理するデータセンターに格納するデータ(以下「機密情報」という。)を事前に相手方の書面による承諾を得ない限り、これを第三者に開示または漏えいしないものとします。

ただし、次のいずれかに該当する情報はその範囲から除くものとします。

- (1) 甲または乙が相手方から提供される以前に合法的に知っていたことを立証した情報
- (2) 甲または乙の違反行為によらず、出版物その他によって公知であるか公知となった情報
- (3) 甲または乙が独自に開発したことを立証した情報
2. 甲および乙は、相手方の機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。
3. 甲は、乙が前条にもとづき「本サービス」の全部または一部を乙の指定する者に再委託する場合、乙が甲の機密情報を当該再委託先に開示することに同意するものとします。
4. 乙は、甲の機密情報を「本サービス」の履行もしくは必要に応じた甲への提案または情報提供以外の目的で使用しないものとします。なお、乙が富士フイルムビジネスソリューション株式会社以外の場合、乙は富士フイルムビジネスソリューション株式会社および「本サービス」の履行に必要な関連会社に甲への提案および情報提供の送信を委託できるものとします。
5. 第3項または第4項にもとづき、乙が甲の機密情報を再委託先等に開示する場合、乙は当該再委託先等に本条における乙と同等の義務を課すべく適切な措置を講じるものとします。
6. 甲および乙は、相手方から開示された機密情報を「本サービス」の終了後直ちに相手方に返還するものとします。
7. 本条は、本契約終了後3年間有効に存続するものとします。

第10条(個人情報)

1. 甲および乙は、相手方が管理する顧客、従業員等の個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項の個人情報の定義に該当する情報をいう。以下同じ。)であって、本契約に関連して知り得た情報(以下「個人情報」という。)を前条に定める機密情報の一部として取り扱うものとします。

2. 甲および乙は、前項の個人情報の全部または一部が、前条第1項の各号のいずれかに該当するものであっても、前条第1項ただし書の定めは適用せず、これをそれぞれ機密情報として取り扱うものとします。
3. 個人情報には前条第7項の存続期間を適用せず、甲および乙は、本契約終了後も個人情報に関して守秘義務を負うものとします。

第11条 (輸出規制)

甲は、「本サービス」を利用する機械装置、コンピューター・プログラム等(役務提供および関連技術情報を含む。)が、外国為替および外国貿易法ならびに/またはアメリカ合衆国輸出管理規則の規制対象品となる場合、当該機械装置、コンピューター・プログラム等を外国へ輸出するときは、日本国政府の輸出許可および/またはアメリカ合衆国政府の再輸出許可を得るものとします。

第12条 (権利義務の譲渡の禁止)

甲が乙の事前の文書による承諾を得ないで本契約によって生じる権利もしくは義務を第三者に譲渡または賃貸したときには、本契約は終了するものとします。

第13条 (期限の利益の喪失・解除)

1. 甲が次の各号のいずれかに該当した場合、甲は、乙に対して負担する一切の債務について期限の利益を失い、乙に対してその時現在負担する債務を即時履行する義務を負うものとします。
 - (1) 本契約条項のいずれかの義務に違反したとき
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生、特別清算、会社更生、特定調停その他これらに類する手続の申立または公租公課の滞納処分のいずれかの事由が生じたとき
 - (3) 手形または小切手の不渡り等、信用を著しく失墜する事由が生じたとき
2. 甲が前項各号のいずれかに該当した場合、乙は何ら催告を要せず、ただちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。

第14条 (機能変更・停止)

乙は、「本サービス」のうち、ネットワーク経由で提供されるサービス(以下本条および次条において「ネットワーク型サービス」という。)について、機能改良または不正アタック、ウイルスなど新たな攻撃手法の出現に対応する目的で、サービスの仕様または提供内容を甲の承諾を得ずに変更または停止することができるものとします。この場合、乙は甲に、当該変更内容を事前に通知するものとし、当該通知の内容は本契約に優先して適用されるものとします。

第15条 (サービス提供の制限・中断)

1. 乙は、ネットワーク型サービスについて、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、その他公共の利用のために緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、提供中断を含め、「本サービス」の提供を制限する措置をとることがあります。
2. 乙は、「本サービス」で使用する乙の設備の保守、工事、法定点検、または障害等やむを得ないときには、ネットワーク型サービスの全部または一部の提供を中断することができるものとします。
3. ネットワーク型サービスの全部または一部の提供を中断する場合、乙は甲に対し、その旨を事前に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

4. 本条の定めにより、ネットワーク型サービスの全部または一部が中断、制限された場合といえども、「サービス料金」は返還されないものとします。

第16条 (提供停止)

甲が次の各号のいずれかに該当するときは、「本サービス」の全部または一部の提供を停止することができるものとします。

- (1) 本契約上の債務の履行を怠ったとき
- (2) 「条件書」にて甲の責任に関する規定があり、その規定に違反したとき
- (3) 「本サービス」の利用に関し、直接または間接に乙または第三者に対し重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えたとき
- (4) 料金等の支払いを怠ったとき
- (5) その他、乙が相当の理由をもって「本サービス」の提供を不適当と判断するとき

第17条 (サービスの終了)

利便性の低下または代替サービスの出現等の理由により、「本サービス」の全部または一部のサービスの利用者が極めて少なくなった場合、乙は6ヵ月前までに利用者に通知し、当該サービスの提供を終了することができるものとします。

第18条 (甲の発注取消)

甲が乙に発注した後、乙の責に起因しない理由で当該発注を取り消した場合において、乙が当該取り消しにかかる費用を負担したとき、乙は当該負担費用を甲に請求できるものとします。

第19条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲および乙は、自らが反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損もしくは業務の妨害を行いまはは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。
2. 甲および乙は、前項の規定を、自己の委託先および自己の調達先にも順守させるよう努力するものとします。
3. 甲および乙は、前二項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。
4. 甲および乙は、相手方が前三項に違反した場合、催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害は賠償しないものとします。
5. 本契約締結以前に、甲乙間で反社会的勢力との取引防止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用するものとします。

第20条 (合意管轄)

本契約から派生する一切の紛争は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

第21条 (協議事項)

本契約に定めのない事項または本契約の解釈について疑義が生じたときは、信義にもとづき誠実にその都度甲乙協議の上決定するものとします。

以上

条件書 兼 契約明細 (添付用)

対象サービス	beat/solo サービス
条件書区分番号	NW40

甲が、beat/solo サービスを契約した場合、乙が提供するサービス内容は、富士フイルムビジネスインノベーション株式会社が定める beat/solo サービス 利用規約のとおりとします。

【本サービス】
《継続払い方式》

以下の各項目の金額には消費税および地方消費税を含みません。

サービス名称	サービス 料金(月額)	数量	サービス料金 (1ヵ月額/後払)	摘要
基本サービス				
beat/solo サービス	6,800 円	1	6,800 円	最低利用期間は 2 年間
オプションサービス				
beat リモートアクセスサービス (solo 同時接続上限 50)	3,000 円			
beat PC クライアントアンチウイルスサービス (1 ライセンス単位)	200 円	2	400 円	
beat/solo 利用者追加サービス	1,500 円			数量 1=10 アカウント
beat コンテンツフィルターサービス	4,800 円			
beat/solo コンテンツフィルターサービス 2 年タイプ	2,000 円			最低利用期間は 2 年間
beat/solo ずっと安心ケアサービス	680 円			
サービス料金(月額)総合計	—	—	7,200 円	

契約期間 基本サービス開通日から 1 年間 (以降自動更新)とし、期間は注文請書記載のとおりとします。

《一括払い方式》

以下の各項目の金額には消費税および地方消費税を含みません。

初期登録サービス	料金	数量	料金合計	摘要
beat/solo 初期登録サービス	40,000 円	1	40,000 円	サービス開始時初回発生します

支払日	2022年12月3日
-----	------------

beat-box 設置場所	所在地 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1 事業所名 日本共産党 堺市議会議員団 部 課 名	beat-box 番号	注文請書記載の とおりとします。
------------------	--	----------------	---------------------

販売店記入欄

注文請書に 記載の事項	契約期間: 2022年11月10日から 2023年10月9日まで (以降 1 年毎の自動更新) beat-box 番号: [REDACTED]
----------------	--

リース契約書

契約No

2023 年 10 月 17 日

賃借人(以下「甲」という。)と賃貸人(以下「乙」という。)は、物件のリースに関し、次のとおり約定したのでその証として本書を2通作成し、甲乙は署(記)名捺印のうえ各その1通を保持します。

甲(賃借人)

住所又は所在地

堺市堺区南瓦町3-1

氏名又は名称

日本共産党堺市

代表者

森田晃一

乙(賃貸人)

所在地

大阪市北区中津5丁目4番10号

会社名

NX・TCリース&ファイナンス株式会社 大阪支店

代表者

支店長 小山尚也

連帯保証人

住所

氏名

印

連帯保証人

住所

氏名

印

NX・TCリース&ファイナンス株式会社



契 約 条 項

第1条 (リース契約の目的)

乙は、甲が指定する別表(1)記載の売主(以下「売主」という。)から、甲が指定する別表(2)記載のリース物件(ソフトウェア付きの場合はソフトウェアを含む。以下同じ。以下「物件」という。)を買受けて甲にリースし、甲はこれを借受けます。

第2条 (中途解約の禁止)

この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

第3条 (リース期間)

リース期間は別表(4)記載のとおりとし、借受証記載の借受日より起算します。

第4条 (リース料及び支払方法)

- (1)物件のリース料は、別表(5)記載のとおりとします。
- (2)甲は、別表(5)記載のリース料を別表(6)記載の支払日及び支払方法に従い乙に支払います。
- (3)別表(6)記載の支払方法が振込の場合、この振込費用は甲の負担とします。

第5条 (前払リース料)

- (1)甲は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、別表(5)記載の月額の合計額に、別表(7)記載の月数に乗じた額を前払リース料として第1回リース料に併せて乙に支払います。
- (2)前払リース料は、リース期間の最終月から順次かかる各月分のリース料並びにこれに対する消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)とし、その支払期日の到来をもって自動的に充当されるものとします。前払リース料は無利息とします。
- (3)甲が第18条第1項各号の一つにでも該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ、事前の意思表示を要しないで、前払リース料を甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
- (4)甲は、前払リース料の支払いをもって、乙に対する一切の支払義務を免れることはできません。

第6条 (物件の引渡し)

- (1)物件は、売主から別表(3)記載の引渡場所へ搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡しの日まで善良な管理者の注意をもって、甲の負担で売主のために物件を保管します。
- (2)甲は搬入された物件について直ちに甲の負担で検査を行い、物件の品質、種類及び数量(規格、仕様、性能その他物件につき甲が必要とする一切の事項を含む。以下これを総称して「物件の品質等」という。)がこの契約の内容に適合していることを確認したとき、借受日を記載した借受書を乙に発行するものとし、乙が借受証を受け取ったときに、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとします。
- (3)前項に基づく検査の結果、物件の品質等がこの契約の内容に適合していない(以下「物件の品質等の不適合」という。)ときは、甲は、直ちにこれを乙に書面で通知し、売主との間でこれを解決した後、前項に従い、借受証を乙に発行するものとします。
- (4)甲が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、乙からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても、甲は異議がないものとし、この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求の当否について売主との間で解決します。

第7条 (物件の品質等の不適合等)

- (1)天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合及び乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は一切の責任を負いません。
- (2)物件の品質等の不適合があった場合並びに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は、一切の責任を負いません。
- (3)前二項の場合、甲は売主に対して直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また、甲が乙に対し書面で請求し、乙が承諾可能であると認めてこれを承諾するときは、甲の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は、甲の売主への直接請求に協力するものとします。
- (4)第2項の場合において、甲が、乙に対して規定損害金その他この契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。ただし、前項及び本項の場合、乙は、売主の履行能力並びに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
- (5)甲は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払いその他この契約に基づく債務の減免、または弁済の猶予を受けることはできないものとします。

第8条 (物件の使用・保管)

- (1)甲は、第6条による物件の引渡しを受けたときから別表(3)記載の設置場所において物件を使用できます。
- (2)甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、物件を事業または職務のために通常の用法に従って使用及び保管するとともに、物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備を行うものとします。また、物件が損傷したときは、その原因のいかんを問わず、甲が修繕するものとします。
- (3)甲は、前項のために必要となる一切の費用を負担し、乙に対しこれらの費用の償還等を請求することはできないものとします。

第9条 (物件の所有権侵害の禁止等)

- (1)甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差し入れたりするなど乙の所有権を侵害する行為をしません。
- (2)甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、次の行為をしません。
 - ①物件を他の不動産または動産に付着させること。
 - ②物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
 - ③物件を第三者に転貸すること。
 - ④物件の占有を移転し、または別表(3)記載の設置場所から物件を移動すること。
- (3)この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- (4)乙の事前の書面による承諾を得て物件を不動産に付着させる場合は、甲は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に付合しない旨の書面を、また、物件を不動産から収去させるときに不動産に生ずる損傷について、乙に対して何らの修繕または損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させます。

14物件に付着した動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。

(5)第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に通知します。

第10条 (物件の所有権標識)

- (1)乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識(以下「乙の所有権標識」という。)を物件に貼付することができるものとし、また、甲は、乙から要求があったときは、物件に乙の所有権標識を貼付します。
- (2)甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有権標識を維持します。

第11条 (物件の点検)

乙または乙の指定した者が、物件の現状、稼働及び保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲は、これに応じます。

第12条 (通知・報告事項)

- (1)甲または連帯保証人は、次の各号の一つにでも該当するときは、直ちにその旨を書面により乙に通知します。
 - ①名称または商号を変更したとき。
 - ②住所または所在地を移転したとき、または代表者を変更したとき。
 - ③事業の内容に重要な変更があったとき。
 - ④合併、会社分割、資本金若しくは準備金の額の減少、主要株主その他の実質的支配者の変動があったとき。
 - ⑤財務または営業状況に著しい悪影響を及ぼす訴訟、仲裁、調停等の申立て若しくは開始の事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。
 - ⑥第18条第1項第3号から5号までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。
 - ⑦物件につき滅失(修繕不能及び盗難を含む。以下同じ。)-損傷の事故が発生したとき。
 - ⑧物件自体またはその使用若しくは保管に起因して第三者に損害を与えたとき。
 - ⑨その他乙の権利を侵害する事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。
- (2)甲及び連帯保証人は、乙から要求があったときは、その事業の状況を説明し、各事業年度の計算書類その他乙の指定する関係書類を乙に提出します。

第13条 (権利の移転等)

- (1)乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- (2)乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲はこれについてあらかじめ承諾します。
- (3)乙は、この契約による権利を守り、若しくは回復するため、または第三者より異議若しくは苦情の申立てを受けたため、やむやみ必要な措置をとったときは、物件搬出費用、弁護士費用等一切の費用を甲に請求でき、甲は乙の請求に基づきこれらの費用を乙に支払います。

第14条 (規定損害金)

規定損害金の額は、別表(9)記載のとおりとし、リース期間の開始月から1ヶ月間は始期の基本額とし、その後については、リース期間の開始月から1ヶ月経過することにより、所定の減額月額を減じた金額とします。ただし、延滞した期間に、リース料及びその他の未払金がある場合には、その未払金相当額を加算した金額とします。

第15条 (損害保険)

- (1)乙は、乙を被保険者とし、リース期間中(再リース期間を除く)、物件に別表(8)記載の損害保険を付保します。
- (2)物件に係る保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、その保険金受取に必要の一切の書類を遅滞なく乙に提出します。
- (3)前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲及び乙は次の各号の定めに従います。
 - ①物件が修繕可能な場合には、乙は、甲が第8条第2項の規定に従って物件を修繕した場合に限り、第8条第3項の規定に従って修繕のために支払った費用に充てため、この金額を限度として保険金相当額を甲に支払います。
 - ②物件が滅失した場合には、甲は、乙に支払われた保険金額を限度として、第16条第2項の債務の弁済を免れます。

第16条 (物件の滅失・損傷)

- (1)物件の引渡しからその返還までに、物件が滅失若しくは損傷した場合、または物件を使用及び収益することができない期間(物件の保守、点検、整備、修繕等に要する期間を含むがこれらに限られない。)が生じた場合、甲は、その原因のいかんを問わず、リース料の支払いを拒むことができず、乙に対し、物件の修繕、代替物の引渡し、リース料の減額及び休業補償その他損害賠償の請求をすることはできません。また、この場合において、甲がこの契約に基づく甲の目的を達成することができないときであっても、甲はこの契約を解除することはできないものとします。
- (2)物件の引渡しからその返還までに、物件が滅失した場合、損害賠償金として、甲は別表(9)記載の規定損害金に加え、乙がリース期間満了時に見込んだ残存価額を直ちに乙に支払います。ただし、乙に生じた損害がこの損害賠償金の額を超えるときは、甲はその超過額も乙に支払います。また、物件が残存しているときは、甲は、乙の指示に従い、甲の責任と負担で物件を乙に返還します。
- (3)前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。

第17条 (物件使用に起因する損害)

- (1)物件自体または物件の設置、保管及び使用によって、第三者が損害を受けたときは、その原因のいかんを問わず、甲の責任と負担で解決し、乙に何らの負担を負わせないとします。また、甲及び甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- (2)前項において、乙が損害の賠償をした場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- (3)物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害及び紛争について、前二項の定めを準用します。

第18条 (契約違反)

- (1)甲が、次の各号の一つにでも該当したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除できます。
- ①リース料の支払いを1回でも怠ったとき。
 - ②この契約またはこの契約以外の甲乙間の契約の条項の一つにでも違反したとき。
 - ③小切手若しくは手形の不渡りまたは電子記録債権の支払不能を1回でも発生させたときその他支払いを停止したとき。
 - ④仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立て若しくは諸税の滞納処分または仮差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生その他債務整理・事業再生に係る手続開始の申し立てがあったとき。
 - ⑤事業を廃止または解散し、若しくは官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。
 - ⑥経営が悪化し、若しくはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - ⑦連帯保証人が第3号から第5号までの一つにでも該当した場合において、乙が相当と認める保証人を追加しなかったとき。
- (2)前項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲は第21条第1項の規定に基づき、直ちに物件を乙に返還するとともに、別表9記載の規定損害金を乙に支払います。
- (3)前項の場合、乙が物件の返還を不能と判断したときは、第16条(2)の規定が準用されるものとします。

第19条 (遅延損害金)

甲は、第4条のリース料、その他この契約に基づく金銭の支払いを怠ったとき、または乙が甲のために費用を立替払いした場合の立替金償還を怠ったときには、支払うべき金額に対して支払期日または立替払日の翌日からその完済に至るまで、別表9記載の割合による遅延損害金を乙に支払います。

第20条 (再リース)

甲は、リース期間満了後、この契約を更に1年間リースを受ける(以下「再リース」という。)か、または終了するか選択できるものとし、この契約を終了するときは、リース期間満了日の2ヶ月前までに乙に対し書面での終了の申し出るものとします。この申し出がない限り、この契約は別表10記載の再リース料をもって、その他はこの契約と同一条件で自動的に1年間再リースされるものとし、以後再リース期間満了毎に同様とします。ただし、乙が再リースを承諾しない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了します。

第21条 (物件の返還・清算)

- (1)この契約がリース期間の満了または解除により終了したとき、甲は、直ちに甲の責任と負担で、物件の引渡し完了後に生じた損傷(通常の使用及び収益によって生じた損耗並びに経年劣化を除き、甲の責任によらない事由による損傷を含む。)を原状に回復しうえ、乙の請求に従い乙の指定する場所に返還します。なお、第9条第4項により甲の所有権が認められた動産が物件に付着しているときは、甲は、甲の責任と負担で当該動産をすべて分離除去しなければならぬものとします。また、物件にデータ(電磁的記録)が記録されているときは、甲は、甲の責任と負担で当該データを消去して物件を乙に返還するものとし、返還後に当該データが漏洩したとしても、乙は、一切の責任を負いません。
- (2)甲が物件の返還を遅延したときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害金を乙の請求に従い乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。
- (3)甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲は、これを妨害したり拒んだりしません。なお、物件の引揚げに関する一切の費用は甲の負担とします。
- (4)甲が物件に付着させた動産の取去または物件の原状回復を怠ったときは、乙において、当該動産の取去及び原状回復をすることができ、甲は、乙が支払った当該動産の取去及び物件の原状回復に要した費用を乙の請求に従い乙に支払うとともに、乙が蒙った損害のすべてを賠償します。
- (5)リース期間の満了以外的事由により、物件が返還され、かつ、第18条第2項の規定損害金及びその他費用の全部が支払われたときは、その金額を限度として、乙の選択により、物件を相当の基準に従って乙が評価した金額または乙の基準に従って処分した金額から、その評価または処分に要した一切の費用及び乙が相当の基準に従って評価した満了時の見込残存価額を差引いた金額を甲に返還します。本項の規定は前条の再リースには適用されません。
- (6)第1項にかかわらず甲が乙の承諾を得て物件の廃棄をする場合、甲は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」ならびに関係諸法令に従って、事業者として自己の責任と負担により、直ちに物件を廃棄のうえ、すみやかに乙所定の廃棄を証する書面を乙に提出します。
- (7)甲から乙に物件が返還され、乙が当該物件を廃棄処分し、この契約締結時に施行されていない法令(物件の廃棄処分に適用される法律、政令、省令、条例等)であって、この契約締結時に施行されている法令が改正された場合も含む。)により廃棄等の費用が生じた場合は、乙は甲に当該費用の全部または一部の負担を求めることができます。

第22条 (物件の一時預かり)

甲が第18条第1項各号の一つにでも該当したときは、乙は、物件及び債権担保金のため、この契約を解除する前であっても、甲に対して物件を一時預かることを請求することができ、この場合甲は直ちに物件を乙に引き渡します。乙が物件を一時預かった場合であっても甲のリース料その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

第23条 (連帯保証人)

- (1)連帯保証人は、この契約及び第20条の再リース契約に基づく甲の乙に対する一切の債務(以下「主たる債務」という。)を保証し、甲と連帯して、債務履行の責任を負います。
- (2)乙が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、甲及び他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。
- (3)連帯保証人が保証債務を履行した場合、連帯保証人は、この契約及び第20条の再リース契約に基づく取引が終了し、かつ、主たる債務すべてが弁済されるまで、書面による乙の事前の承諾がなければ代位によって取得した権利を行使しません。
- (4)連帯保証人は、乙がその都合によって他の保証または担保を変更若しくは解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしません。
- (5)連帯保証人が法人でないときは、以下の規定が適用されるものとします。
- ①法人ではない連帯保証人の本条に基づく保証債務の極度額は、別表9記載の始期の基本額とします。法人である連帯保証人につき、その保証債務に極度額は定めません。

- ②甲は、以下の情報をすべて、法人ではない連帯保証人に提供済みであることを、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ、不足がないことを、乙に対して表明及び保証します。
- A 財産及び収支の状況
 - I 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - U 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

- ③法人ではない連帯保証人は、甲から前号の情報すべての提供を受けたことを、乙に対して表明及び保証します。
- (6)甲は、乙が連帯保証人に対して、甲の乙に対する債務の履行状況を開示することをあらかじめ承諾します。
- (7)甲及び乙は、連帯保証人の個人情報について、この契約の目的の達成のみに使用します。

第24条 (費用負担等)

- (1)甲は、この契約の締結に関する費用及びこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用を負担します。
- (2)乙は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税額が増額された場合には、甲は、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- (3)甲は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した別表5記載の消費税等相当額を負担するものとし、消費税等額が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- (4)甲は、固定資産税及び消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用及びこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を名義人のいかににかかわらず負担します。
- (5)乙が前項記載の諸税を納めることとなったときは、その納付の前後を問わず、甲は、これを乙の請求に従い乙に支払います。

第25条 (公正証書)

甲及び連帯保証人は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾事項を付した公正証書とします。

第26条 (相殺禁止)

甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第27条 (弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序及び方法により充当することができ、甲は、その充当に対して異議を述べません。

第28条 (通知の効力)

第18条の通知その他この契約に関し乙が甲または連帯保証人に対して発した書面であって、この契約書記載または第12条により通知を受けた甲または連帯保証人の住所等に差し出された書面は、通常到達すべきときに到達したものとみなし、甲は不着または延滞によって生じた損害または不利益を乙に対して主張することはできません。

第29条 (反社会的勢力の排除)

- (1)甲及び連帯保証人は、この契約(再リース契約を含む。)の締結日において、自ら及びそれぞれの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」と総称する。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- ①暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ②暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③自己、自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (2)甲及び連帯保証人は、自らまたはそれぞれの役員若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
- ①暴力的な要求行為。
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
 - ⑤その他前各号に準ずる行為。
- (3)甲、連帯保証人またはそれぞれの役員が、暴力団等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができ、解除に伴う措置については第18条第2項、第19条、第21条が適用されるものとします。
- (4)前項の乙の権利行使により、甲、連帯保証人または当該役員に損害が生じても、乙は一切の責任を負担しません。

第30条 (戦略物資等)

物件が「外国為替及び外国貿易法」に定める戦略物資等に該当する場合、甲は、当該物件を経済産業大臣の許可等を受けることなく日本国外へ輸出することが禁止されていることを了解します。

第31条 (合意管轄)

甲及び連帯保証人、乙は、この契約について訴訟または調停の必要が生じたときは、この契約書記載の乙の所在地を管轄する地方裁判所(ただし、調停の場合は地方裁判所または簡易裁判所)を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

第32条 (特約)

- (1)別表10記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。
- (2)この契約と異なる合意は、別表10に記載するか、別に書面で甲及び乙が合意しなければ効力はないものとします。

第33条 (準拠法)

この契約の準拠法は、日本法とします。

別 表

(1)	物件の売主	富士フイルムビジネスイノベーションジャパ					
(2)	物 件	メーカ名・品番 物 件 名				数 量	
		富士フイルムビジネスイノベーション Apeos C2570 (Model-PFS)				1 台	
(3)	物件の引渡場所 及び設置場所	大阪府堺市堺区南瓦町3番1号					
(4)	リース期間	借受証記載の借受日より起算して 60 ヶ月					
(5)	リース料	月 額	リース料 消費税等 合 計 額	12,700 円 1,270 円 13,970 円	総 額	リース料 消費税等 合 計 額	762,000 円 76,200 円 838,200 円
(6)	リース料の支払日 及び支払方法	リース開始月より、リース料を各月の22日に口座振替とします。					
(7)	前払リース料	支払日					
		充当		***ヶ月			
(8)	損害保険	動産総合保険		免責事項：ただし、甲の故意または重大な過失、その他保険約款に定める免責事項に起因する損害については、担保されません。			
(9)	規定損害金	始期の基本額				円	
		通減月額				円	
(10)	遅延損害金	年 14.6 % (1年を365日とする日割計算とします。)					
(11)	再リース料	年額		円		(一括払い、別途消費税等を申し受けます。)	
(12)	特 約						

借 受 証

借受日	2023年 10月 19日
-----	---------------

〔 賃貸人 〕

NX・TCリース&ファイナンス株式会社 御中

契 約 年 月 日	2023年 10月 17日
契 約 番 号	

〔 賃借人 〕

住 所

堺市堺区南瓦町3-1 堺

会 社 名

日本共産党堺市議会議員団

代表者名

森田晃一

(契約書と同じ印を押印願います)

貴社と当社との間で締結した上記契約に基づき、下記物件の検査の結果、物件の品質、種類及び数量（規格、仕様、性能その他物件につき当社が必要とする一切の事項を含む。）が上記契約の内容に適合していることを確認しましたので、上記借受日をもってその引渡しを受けました。

なお、上記借受日から上記契約に基づき下記物件を使用します。

メーカ一 名・品番 物 件 名 設 置 場 所	製 造 番 号	数 量
富士フイルムビジネスイノベーション Apeos C2570 (Model-PFS) 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号		1台

リース期間は借受日から 60ヶ月とします。



契約書



契約書: No. [REDACTED]

締結日: 平成 21 年 10 月 23 日

	甲 (お客様)	乙
所在地	堺市堺区南瓦町 3-1 堺市役所内	
社 名	日本共産党堺市議会議員団	
役職名	団長 [REDACTED]	大阪府中央区今橋二丁目5番8号 富士ゼロックス大阪株式会社 官公庁営業部 部長 金田 高市
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]

甲と乙は、甲のシステムの障害切り分け、復旧支援、運用支援等の業務に関する事項について、次のとおり契約を締結します。

第 1 章 総 則

第 1 条 (定義)

本契約において、次の用語を以下のとおり定義するものとします。

- (1) 「機器」とは、第 6 号で定める「契約明細」に記載する機械装置および器具類を意味します。
- (2) 「ソフトウェア」とは、「機器」に搭載されたコンピューター・プログラムのうち、第 4 号で定める「支援業務」の対象となる乙所定のコンピューター・プログラムを意味します。
- (3) 「対象製品」とは、「機器」および「ソフトウェア」の総称を意味します。
- (4) 「支援業務」とは、第 6 号で定める「契約明細」で特定される乙が甲に提供する役務を意味します。
- (5) 「条件書」とは、「支援業務」の内容を記載した本契約に添付される書面を意味します。
- (6) 「契約明細」とは、「対象製品」および「支援業務」の契約内容を記載した本契約に添付される書面を意味します。
- (7) 「設置場所」とは、「契約明細」に記載する「対象製品」の日本国内における使用場所を意味します。

第 2 条 (本契約の適用)

本契約の規定は、「条件書」で追加・変更等を行うことができるものとします。この場合、当該「条件書」の対象となる「対象製品」および「支援業務」においてのみ当該追加・変更等が優先的に適用されるものとします。

第 2 章 支援業務

第 3 条 (支援業務)

1. 乙は、「支援業務」を「条件書」および「契約明細」に定める条件で甲に提供します。
2. 「支援業務」に対する料金 (以下「保守サービス料金」

という) は、「契約明細」記載のとおりとします。

第 4 条 (提供条件)

乙が「支援業務」を提供する条件は次のとおりとし、「支援業務」の契約条件に応じて、乙の判断により甲に提供するものとします。

- (1) 乙が「支援業務」を甲に提供する時間帯は、乙の営業日における乙所定の営業時間内とします。ただし、甲が乙所定の定時外保守付加サービスを選択した場合、「支援業務」の提供時間帯は契約明細に定めたとおりとします。
- (2) 乙が技術者を派遣して「支援業務」を提供する場合、乙の指定するサービス拠点から 100km 以上離れている場所において「支援業務」を提供するとき、甲は乙の請求にもとづき乙所定の遠距離保守サービス料金等を乙に支払うものとします。
- (3) 甲は、別途乙が提示する書式で、本契約開始時の「対象製品」の構成等を乙に通知するものとします。
- (4) 甲が「対象製品」の構成を追加する等、前項にもとづき乙に通知した内容を変更する場合、甲は事前に乙に通知するものとします。
- (5) 甲は、乙所定の適切な設置環境を確保し、乙が技術者を派遣する場合、当該技術者が安全に必要な作業を提供できる状態を維持するものとします。
- (6) 甲は、「対象製品」を使用して甲が作成したコンピューター・プログラムおよびデータ保護のため、適切な防御措置を甲の費用と責任において常時実施するものとします。
- (7) 次のいずれかの事由に該当する場合、乙は「支援業務」の提供義務を免れるものとします。
 - ① 「対象製品」所定の取扱説明書等に記載された操作方法以外の使用または「対象製品」所定の設置使用環境以外での使用に起因する「支援業務」
 - ② 誤操作、落下、電磁的影響、強い衝撃その他取扱い上の不注意に起因する「支援業務」

- ③ 「対象製品」以外の機械装置またはコンピューター・プログラム（コンピューター・プログラムの稼動に障害を与えるコンピューター・ウイルス等を含む）に起因する「支援業務」
- ④ 火災、風水害、地震等の天災地変およびその他不可抗力に起因する「支援業務」
- ⑤ 高所作業、重量物の移動を伴う作業その他の危険作業
- ⑥ 乙への事前連絡なしに「対象製品」を追加、変更していた場合の「支援業務」
- ⑦ 機械装置のオーバーホールならびにコンピューター・プログラムおよびデータのバックアップ作業

第5条（有償作業）

甲が「支援業務」以外の業務を乙に依頼し当該依頼業務を実施可能と乙が判断する場合、乙は乙所定の料金で当該依頼業務を行うものとします。

第6条（契約期間）

1. 本契約の契約期間は「契約明細」記載のとおりとします。
2. 甲は、本契約期間中といえども、乙に対して2ヵ月前までに書面で通知することにより本契約の全部または一部を解約することができるものとします。

第7条（保守サービス料金等の計算）

1. 「保守サービス料金」は、「契約明細」に記載する契約開始日から計算します。
2. 「保守サービス料金」は前払いとします。

第8条（料金改定）

本契約締結後の著しい経済変動、その他「支援業務」の提供コストが大幅に上昇する事由が生じた場合、乙は、料金改定日の2ヵ月前までに書面で甲に通知することにより、「保守サービス料金」を改定することができるものとします。ただし、料金改定が甲に不利とならない場合、乙は、料金改定日の前日までに書面で甲に通知することにより当該料金を改定することができるものとします。

第9条（料金等の支払）

1. 甲は、「保守サービス料金」ならびに消費税および地方消費税相当額（以下総称して「料金等」という）を乙からの請求書受領後15日以内に、全額現金で乙に支払います。
2. 甲が「料金等」の支払を遅延した場合、甲は年利12%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとします。

第3章 雑則

第10条（設置場所）

甲が「設置場所」を変更する場合、甲は事前に乙の承諾を得るものとします。

第11条（機密保持）

甲および乙は、本契約にもとづき知り得た相手方の業務上の秘密を、事前に相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に漏洩しないものとします。ただし、次のいずれかに該当する情報はその範囲から除くものとします。

- (1) 甲または乙が相手方から提供される以前に合法的に知っていたことを立証した情報
- (2) 甲または乙の違反行為によらず、出版物その他によって公知であるか公知となった情報
- (3) 甲または乙が独自に開発したことを立証した情報

第12条（期限の利益の喪失・解除）

1. 甲が次の各号のいずれかに該当した場合、甲は、乙に対して負担する一切の債務について期限の利益を失い、即時履行する義務を負うものとします。
 - (1) 本契約条項のいずれかの義務に違反したとき
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生、会社更生手続の申立または公租公課の滞納処分のいずれかの事由が生じたとき
 - (3) 手形または小切手の不渡り等、信用を著しく失墜する事由が生じたとき
2. 甲が前項各号のいずれかに該当した場合、乙は通知のみで、ただちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。

第13条（契約終了時の措置）

本契約の全部または一部が終了した場合、乙は、甲から既に受領した「保守サービス料金」について当該料金の対象期間の未経過日数に応じて日割計算した額（既に受領した消費税および地方消費税相当額を含む）を甲に返還するものとします。ただし、甲が乙に対して他の債務を負っている場合、乙はただちに甲に返還する「保守サービス料金」と当該債務を相殺できるものとします。

第14条（損害賠償）

「支援業務」の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、本契約金額を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。

第15条（その他）

1. 甲が乙の事前の文書による承諾を得ないで本契約によって生じる権利もしくは義務を第三者に譲渡または賃貸したときには、本契約は終了するものとします。
2. 乙は、第3条に定める「支援業務」の全部または一部を、第三者に委託することができるものとします。
3. 本契約に関する訴訟は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。
4. 本契約に定めのない事項または本契約の解釈について疑義が生じたときは、信義にもとづき誠実にその都度甲乙協議の上決定するものとします。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通宛保有します。

条件書 <障害切り分けサービス等> (区分番号: MV04)

1. 本条件書において、次の用語を以下のとおり定義するものとします。

- (1) 「機器」とは、「契約明細」に記載し、本契約第4条第3号にもとづき甲が乙に提示する乙の書式(以下「管理台帳」という)で特定される乙所定の機械装置を意味します。
- (2) 「接続機器」とは、「機器」に接続されている器具類を意味します。
- (3) 「ソフトウェア」とは、「機器」に搭載するコンピューター・プログラムのうち、「管理台帳」で特定される乙所定のコンピューター・プログラムを意味します。
- (4) 「対象製品」とは、「機器」、「接続機器」および「ソフトウェア」の総称を意味します。ただし、次の機械装置、器具類およびコンピューター・プログラムを除くものとします。
 - ① ネットワーク機器類ならびにルーター、ブリッジ等を介して接続される別ネットワークの機械装置、器具類およびコンピューター・プログラム
 - ② 乙が別途甲に対して切り分け対象外である旨を通知する機械装置、器具類およびコンピューター・プログラム

2. 本契約第3条第1項にもとづき、乙が甲に提供する障害切り分けサービス内容は次のとおりとします。

- (1) 「対象製品」に障害が発生した場合、乙は甲の要請にもとづき乙の指定する技術者の電話または訪問により、障害原因を調査します。ただし、当該調査の一次対応は電話で行うものとし、乙が必要と判断した場合、訪問するものとします。
- (2) 障害切り分けサービスには、障害修復のための「対象製品」の修理・修復作業は含まないものとします。

3. 本契約第3条第1項に、次の条項を追加します。

- (1) 甲が「故障履歴情報提供サービス」の付加を選択した場合、乙は、障害切り分けサービス実施日、障害の原因となった「対象製品」、障害内容、乙の回答内容を毎月1回甲に報告するものとします。
- (2) 甲が「障害切り分け対象 Group Ware 追加サービス」、「障害切り分け対象 Application 追加サービス」、「障害切り分け対象 DataBase 追加サービス」、「障害切り分け対象インターネット/イントラネットサーバ追加サービス」の付加を選択した場合、乙は、「ソフトウェア」に別途甲乙が合意し、「契約明細」で特定するコンピューター・プログラムを追加します。
- (3) 甲が「障害切り分け対象 Desk Top Application 追加サービス」の付加を選択した場合、乙が甲に提供するサービス内容は次のとおりとします。
 - ① 乙は、「ソフトウェア」に別途甲乙が合意し、「契約明細」で特定するコンピューター・プログラムを追加します。
 - ② 甲は、乙が「障害切り分け対象 Desk Top Application 追加サービス」の実施に必要な機械装置、器具類およびコンピューター・プログラム(以下「必要器材」という)を甲の費用と責任で調達し、乙に無償で貸与するものとします。
 - ③ 「必要器材」は、別途甲乙で協議し、選定するものとします。
 - ④ 乙は、「必要器材」を善良なる管理者の注意義務をもって使用するものとし、本契約履行の目的以外では使用しないものとします。
 - ⑤ 本契約が終了した場合、乙は、「必要器材」を速やかに甲に返還するものとします。
- (4) 甲が「他社訪問要請代行サービス」の付加を選択した場合、乙が甲に提供するサービス内容は次のとおりとします。
 - ① 「対象製品」に障害が発生した場合、乙は本条件書第2項に定める障害切り分けサービスを実施のうえ、障害の原因となった「対象製品」の修理依頼先事業者に対する訪問修理要請または引取り修理要請を代行します。ただし、当該要請時期が修理依頼先事業者の営業日・営業時間外に該当する場合、乙は、当該修理依頼先事業者の翌営業日に訪問修理要請または引取り修理要請を代行するものとします。
 - ② 前記①の修理等は修理依頼先事業者所定の条件に従うものとし、当該修理等に要する費用は甲の負担とします。
- (5) 甲が「送付修理手続代行サービス」の付加を選択した場合、乙が甲に提供するサービス内容は次のとおりとします。
 - ① 「機器」または「接続機器」に障害が発生した場合、乙は本条件書第2項に定める障害切り分けサービスを実施のうえ、障害の原因である「機器」または「接続機器」の修理依頼先事業者への送付作業を代行します。
 - ② 「機器」または「接続機器」の修理等は、修理依頼先事業者所定の条件に従うものとし、当該修理等に要する費用は甲の負担とします。
 - ③ 「機器」または「接続機器」の取り付けおよび取り外しは乙が実施します。ただし、修理依頼先事業者による修理終了後の稼働確認は「送付修理手続代行サービス」に含まないものとします。
 - ④ 「機器」または「接続機器」の修理依頼先事業者への送付に際し、梱包材の手配、送料等、送付および受領に要する費用は甲の負担とします。
- (6) 甲が「ソフトウェア再インストール・環境再設定サービス」の付加を選択した場合、乙が甲に提供するサービス内容は次のとおりとします。
 - ① 「ソフトウェア」に障害が発生した場合、乙は本条件書第2項に定める障害切り分けサービスを実施のうえ、障害の原因となった「ソフトウェア」を再インストールします。
 - ② 乙は、前記①による「ソフトウェア」の再インストール後、「管理台帳」記載の状態に「ソフトウェア」を再設定します。
 - ③ 「ソフトウェア再インストール・環境再設定サービス」の実施に起因する甲のコンピューター・プログラムまたはデータ等の滅失、毀損その他の甲の損害については、乙はその責を負わないものとします。
- (7) 甲が「パッチインストールサービス」の付加を選択した場合、乙が甲に提供するサービス内容は次のとおりとします。
 - ① 「パッチインストールサービス」対象の「ソフトウェア」(本項において『ソフトウェア』という)は、「契約明細」で特定するものとします。
 - ② 『ソフトウェア』に障害が発生した場合、乙は本条件書第2項に定める障害切り分けサービスを実施のうえ、乙が必要と判断したとき、『ソフトウェア』のパッチファイルを、甲に代わって「機器」に搭載します。

- ③ 甲は、使用権を有する『ソフトウェア』のパッチファイルを乙の技術者に提供するものとします。
- ④ 前記②の搭載作業は当該パッチファイル所定の手順に従い実施するものとし、乙は当該搭載作業により、それ以前に甲が「機器」で使用していたコンピューター・プログラムのすべてがパッチファイル搭載後の「機器」でも動作することを保証するものではありません。
- ⑤ 「パッチインストールサービス」には、『ソフトウェア』のバージョンアップ使用権の許諾および当該バージョンアップ版のインストール作業は含まないものとします。
- (8) 甲が「リモート障害診断サービス」の付加を選択した場合、乙が甲に提供するサービス内容は次のとおりとします。
- ① 甲は、「機器」に障害が発生した場合、直ちに乙へ連絡します。
- ② 乙は、通信回線を使用し、機器を診断します。診断時の項目は、乙所定の項目とします。
- ③ 乙は、甲の管理者との協議のうえ、「管理台帳」記載の状態に「ソフトウェア」を再設定する作業等の復旧作業を可能な範囲で実施します。
- (9) 甲が「リモート障害監視サービス」の付加を選択した場合、乙が甲に提供するサービス内容は次のとおりとします。
- ① 乙は、「機器」からの通報を受け、その通報内容を甲に伝えるものとします。
- ② 乙が、「機器」からの通報内容を甲に伝える時間帯は、本契約第4条第1号に定める時間帯とします。
- (10) 甲が「リモート定期点検サービス(月1回)」の付加を選択した場合、乙が甲に提供するサービス内容は次のとおりとします。
- ① 乙は、毎月1回通信回線を使用し、「機器」の診断を実施します。(以下「定期点検」という)「定期点検」時の診断項目は、乙所定の項目とします。
- ② 乙は、「定期点検」実施時に障害の兆候を発見した場合、甲に通知するものとします。
- ③ 乙は、乙所定の書式を使用して、「定期点検」実施時の診断内容を3ヵ月に1回報告するものとします。
- (11) 甲が「リモート定期点検サービス(週1回)」の付加を選択した場合、乙が甲に提供するサービス内容は次のとおりとします。
- ① 乙は、毎週1回通信回線を使用し、「機器」の診断を実施します。(以下「定期点検」という)「定期点検」時の診断項目は、乙所定の項目とします。
- ② 乙は、「定期点検」実施時に障害の兆候を発見した場合、甲に通知するものとします。
- ③ 乙は、乙所定の書式を使用して、「定期点検」実施時の診断内容を1ヵ月に1回報告するものとします。
- (12) 甲が本項第8号乃至第11号のサービス(以下総称して「リモートサービス」という)の付加を選択した場合、「リモートサービス」の実施に必要な通信装置、通信回線、機械装置、器具類およびコンピューター・プログラム(以下「必要器材」という)および通信費の負担等は、以下のとおりとします。
- ① 「必要器材」は、甲が甲の費用と責任で調達し、乙に無償で貸与するものとします。
- ② 「必要器材」は、別途甲乙で協議し、選定するものとします。
- ③ 「リモートサービス」に要する通信費用は、甲が負担するものとします。
- ④ 甲は、「リモートサービス」のために甲の事業所に設置する通信装置、機械装置、器具類およびコンピューター・プログラムの設定作業等を乙所定の料金で乙に委託できるものとします。
- ⑤ 乙は、「必要器材」を善良なる管理者の注意義務をもって使用するものとし、本契約履行の目的以外では使用しないものとします。
- ⑥ 本契約が終了した場合、乙は「必要器材」を速やかに甲に返還するものとします。
4. 本契約第6条第1項を次のとおり変更します。
- 本契約期間は「契約明細」記載のとおりとします。ただし、当該契約期間満了の2ヵ月前までに甲乙いずれからも書面により本契約を終了させる意思表示がない場合、更に1年間更新するものとし、以後の更新も同様とします。
5. 本契約第8条に次の条項を追加します。
- 甲が「対象製品」を変更する場合、乙は当該変更内容に応じて「保守サービス料金」を改定するものとします。
6. 本契約第11条を次のとおり変更します。
- 甲および乙は、本契約にもとづき知り得た相手方の情報のうち当該相手方が機密情報である旨を特定したもの(以下「機密情報」という)を、事前に相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に漏洩しないものとします。ただし、次のいずれかに該当するものについては「機密情報」の範囲から除くものとします。
- ① 甲または乙が相手方から提供される以前に合法的に知っていたことを立証した情報
- ② 甲または乙の違反行為によらず、出版物その他によって公知であるか公知となった情報
- ③ 甲または乙が独自に開発したことを立証した情報
7. 本契約第15条に次の条項を追加します。
- (1) 乙は、「支援業務」の実施により「対象製品」の障害が必ず是正されることを保証するものではありません。
- (2) 本条件書第3項第4号および第3項第5号にもとづき、乙が修理依頼先事業者に訪問修理要請、引取り修理要請または送付作業を行ったにもかかわらず、保守の停止等の事由により、「対象製品」を修理依頼先事業者が修理できない場合でも、乙はその責を負わないものとします。

以上

契約明細

以下の各項目の金額には消費税および地方消費税を含みません。

〈設置場所〉

大阪府堺市堺区南瓦町 3-1 日本共産党 堺市議会議員団

条件書 区分番号	障害切り分けサービスの対象機器	台数	保守サービス料金（年額）
MV04	PC Client	2 台	■■■■ 円

条件書 区分番号	付加サービスの名称	台数	保守サービス料金 （年額）
MV04	他社訪問要請代行サービス PC Client	2 台	■■■■ 円
MV04	ソフトウェア再インストール・環境再設定サービス PC Client (OS から DT Appli まで)	2 台	■■■■ 円

時間外保守付加サービスを締結しません。

〈保守契約期間〉 平成 21 年 10 月 23 日から 平成 22 年 10 月 22 日まで（以後自動更新）
（契約開始日） （契約満了日）

以上

出張報告書

2024年 11月 26日

会派の名称・議員氏名 日本共産党堺市議会議員団

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 夜間学校における不登校生徒の受け入れ及び、特別支援学校分校の取組

2. 期間 11月18日（月）～11月19日（火）

3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	11月18日（月）	14時～16時	香川県立三豊市高瀬中学校夜間学級
②	11月19日（火）	10時～11時45分	愛媛県立新居浜特別支援学校みしま分校
③	月 日（ ）		
④	月 日（ ）	～	

4. 面談者

① 〇〇〇〇〇（三豊市立高瀬中学校校長） 〇〇〇〇〇（三豊市教育委員会事務局学校教育課審議監）
 〇〇〇〇〇（三豊市議会事務局書記） 〇〇〇〇〇（三豊市教育委員会事務局学校教育課主任指導主事）
 日本共産党堺市議会議員団 視察参加議員 森田晃一・藤本幸子・乾友美・藤本憲

② 〇〇〇〇〇（四国中央市立三島小学校校長） 〇〇〇〇〇（愛媛県立新居浜特別支援学校みしま分校）
 〇〇〇〇〇（愛媛県立新居浜特別支援学校校長） 〇〇〇〇〇（四国中央市教育委員会事務局教育指導部学校教育課課補佐）
 〇〇〇〇〇（愛媛県教育委員会事務局指導部特別支援教育課教育指導グループ）
 日本共産党堺市議会議員団 視察参加議員 森田晃一・乾友美・藤本憲

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

○高瀬中学校夜間学級

当夜間学級において実施している不登校生徒を受け入れる特例校の取組は、堺市が抱える不登校にかかる課題に大変参考になるものだと感じた。一方で、高瀬中学校が抱える教員不足問題が解消されないままに、夜間学級が開校されており現場における負担は大きいものと見えた。堺市で特例校をすすめるにあたっては、教員不足の問題とあわせて議論するものだと認識することができた。

○みしま分校

堺市における宮園小学校「もず分校」にかかわって視察を行った。みしま分校の成り立ちは、新居浜支援学校における児童数の増加にともなって、分校設置が必要になった。四国中央市三島小学校はかつて 2000 人規模の児童数だったが少子化によって現在では 200 人規模になっており、教室数に余裕があることや新居浜特別支援学校に通う時間が 1 時間 30 分ほどかかる児童がいるなどの問題を解消するうえで、また保護者等の要望もあり、四国中央市に位置する三島小学校に分校を設置することになった。堺市教育委員会がすすめている「もず分校」は、地域の方や保護者の方からの反発や不安の声が途絶えていない。施設面などの不安を解消するために、今後の支援教育行政に役立てていく。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

(別紙記載)

別紙

20241115-3

20241118-4

20241118-5

20241118-6

20241118-7

20241118-8

20241119-9

20241119-10

20241119-11

20241119-12

20241118-57

20241118-58

20241119-59

20241119-60

20250203-43

様式第13号（第6条関係）

備品台帳

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

購入年月日	品名	形質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
2024年2月15日	タブレット		116,800	116,800 (按分率 100 %)	5年	2029年2月16日	
2024年3月29日	デスクトップパソコン		228,779	228,779 (按分率 100 %)	5年	2029年3月30日	
2025年3月31日	ノートパソコン		159,480	159,480 (按分率 100 %)	5年	2030年4月1日	
2025年3月31日	プロジェクター		225,500	225,500 (按分率 100 %)	5年	2030年4月1日	
				(按分率 %)	年		

備考1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。

2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。